

相関社会科学

第 33 号

《一般論文》

- エゴイズムにおける社会構想論の不可能性
——シュティルナーの所有論および連合論を手掛かりに…………… 成田龍一朗 (3)
- ノージックのロック的但し書きの再解釈から導出される再分配的原理
——リバタリアニズムの新たな展望…………… 大工章宏 (19)
- 初期高島政治学における行動主義政治理論の探究
——「市民政治学」の出自をめぐって…………… 田中駿介 (35)

《書評論文》

- 限定されているのはいかなる「合理性」か？
——『限定合理性』の新たな解釈に対する検討…………… 山根晴貴 (53)
- 動機づけをするためには前向き責任だけで十分か？
——日本における自己責任論を中心に…………… 榊原清玄 (61)

- 英文要約…………… (68)

序

『相関社会科学』編集委員会

本誌『相関社会科学』は、東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻（相関社会科学コース）が中心となって発刊している学術誌である。学際的・総合的な社会科学研究の創造と進展を目的とし、1990年の創刊から今回で第33号を迎える。

本号の構成はつぎの通りである。まず本号の中心となる論文3編は、一般公募によるものである。一般公募には7編の応募があった。例年と同じく、すべての論文にかんして匿名の複数のレフェリーによる厳正な審査がおこなわれ、この3編が掲載されることとなった。惜しくも掲載に至らなかった論文もふくめ、投稿していただいた方々、レフェリーの方々、そのほか本号の作成にご協力いただいた皆様に厚く御礼申し上げたい。

公募論文に続いて、書評論文を2編掲載した。相関社会科学コースの日常的な関心を知っていただく一助になれば幸いである。

エゴイズムにおける社会構想論の不可能性

——シュティルナーの所有論および連合論を手掛かりに——

成田 龍一郎

はじめに

マックス・シュティルナー (Max Stirner, 1806-1856) に端を発して展開されてきたエゴイズムは、十全なる自己の固有性を生きること志向する。このようなエゴイズムの生は、生き方としてのアナーキズムやポストアナーキズムの台頭の中で近年注目を集めているように見える。しかし、シュティルナーが個人主義的アナーキズムの文脈で捉えられてきたことは、徹底的に自己を生きるエゴイストが社会を構想する視点を持つことができるのか、という問題を提起する。

本問題はシュティルナーにおいては、彼の所有論および連合論をめぐる現れていると言える。実際、シュティルナーの所有論・連合論は、従来彼のアナーキズム論として、あるいは社会構想論として捉えられてきた。例えば所有論において、エンゲルトはエゴイズムの経済秩序という観点から所有を捉えている (Engert [1998: 7]) し、実存思想からシュティルナーを検討したアルヴォンでさえも連合と同様に所有概念も社会構想的次元で捉えている (Arvon [2012: 141f])。けれども、シュティルナーは「君は、私の対象であるから、私の所有なのだ」 (EE: 184) と述べており、これを一般に解される法的次元で認められるような所有権の意味で考えると、奴隷制を認めたと解釈も生まれてしまう。このような理解はもう一つの主題である唯一者の理解 (成田 [2018]) と明らかに対立している。

このような問題は連合にも同様に表れている。

フォルレンダーは「『連合』は、無制限の『私』、すなわち『唯一者』とはすでに矛盾している」と述べ、唯一者のエゴイズムと「国家の代替」たる連合は矛盾せざるをえないとしている (Vorländer [1926: 261])。

そこで本稿では、シュティルナーの所有論及び連合論の内実を明らかにすることによって、エゴイズムは社会構想論を構築できるのか、すなわち社会思想たりうるのかを検討することを目的とする。

上記で指摘した矛盾はいずれも、思想史的来歴の検討が不十分であることから発するものであるように思われる。本稿では第二節でシュティルナーの所有論を、第三節で連合論を扱うこととする。全体の議論を理解しやすくするため、以下、各節での議論の展開を簡単に述べておく。

従来、シュティルナーの所有論は所有権と同義だと考えられてきた。上述の問題はシュティルナーの所有観の来歴を明らかにすることによって、その所有観を再解釈することで解消される。こうした来歴の検討は十分に行われてこなかった。例えば、先のフォルレンダーはシュティルナーの所有観をバブーフ、ヴィルヘルム・ヴァイトリング (Wilhelm Weitling, 1808-1871)、ピエール・ジョゼフ・ブルードン (Pierre Joseph Proudhon, 1809-1865) と比較し、「はるかに超え出ている」 (Vorländer [1926: 261]) と評している。確かにシュティルナーの所有論は彼らの影響を受けているが、それがどのように「超え出ている」のかをフォルレンダーは検討

していない。第二節ではシュティルナーが展開した三つの自由主義を軸に、従来指摘されてきたヘーゲル(Georg Wilhelm Friedrich Hegel, 1770-1831)からの影響に加え、プルードン、ヴァイトリング、モーゼス・ヘス(Moses Hess, 1812-1875)からの影響を検討することで、これらの断絶を埋め、シュティルナーの所有論の来歴と内実を同定する。

一方、連合については、それが国家の代替として提起されたことが前提とされてきた。例えば廣松は連合を「政治的・社会的・人間的な『自由主義』革命への代案たるべきものである」(廣松 [2012: 117])としている。シュティルナーの連合を社会構想的に捉える態度は、シュティルナー研究でも変わらない。カストはシュティルナーの連合の解釈史をまとめているが、そこでも連合が共同体論として展開されていることが前提とされてきたことを示している。実際、カスト自身「予想される社会性のモデルがあってこそ、現在の崩壊を正当化し、耐えることができる」(Kast [2016: 239])と述べているし、日本でも例えば住吉が連合を「唯一者の自由を最大限に尊重しうる共生の形態」とし、「絶えず分解と分散への可能性を内に蔵したモデル」(住吉 [1994: 96])と理解している。

けれども、彼のエゴイズム論、所有論を踏まえればこのことは必ずしも自明ではない。第三節では第二節と同様に三つの自由主義の、特にコミュニズムとヒューマニズムとの関係に着目し、シュティルナーの連合の来歴を明らかにした上で、その内実を解明する。

II. 所有論

思想史的来歴を検討することでシュティルナーの所有論を読み直そうとしたのがカストとウェルシュである。カストは「唯一者の所有は所有者の唯一性である」(Kast [2016: 190])と述べる一方、ウェルシュも「シュティルナーは『所

有』の概念を今日それが示すような法的意味や経済的意味に狭めていない」(Welsh [2010: 85])と述べ、両者は所有概念が従来理解されてきた法的次元、経済的次元、あるいは政治的次元にあるものではなく、唯一者の次元で捉えられるべきものであることを主張している。ウェルシュはカストの研究には言及していないが、彼らの研究は従来のシュティルナー理解を適切に読み替えたと言えよう。

しかし、この思想史的来歴においては、両者は正反対の議論を展開している。ウェルシュは「シュティルナーは、ヘーゲルが『法の哲学』の中で展開した所有の概念を取り込んでいる」(Welsh [2010: 85])と述べ、その来歴をヘーゲルのみにも求めている。それに対して、カストは「ヘーゲルとシュティルナーの所有概念におけるこうした表面的な類似の背後には、根本的な対立が隠されている」(Kast [2016: 192])と述べ、ヘーゲルとシュティルナーの所有論の間には、根本的な断絶があることを主張している。

カストが指摘する通り、ヘーゲルの所有論とシュティルナーの所有論の間には議論の位相という水準からして、ある種の断絶がある。カストはヘーゲルとシュティルナーとの断絶をルートヴィヒ・フォイエルバッハ(Ludwig Andreas Feuerbach, 1840-1872)の人格論によって埋めようとしている。フォイエルバッハを経由することによって、シュティルナーの所有論をシュティルナーが宗教的と理解する次元を踏まえたものにまで広げていることは適切であるが、フォイエルバッハの人格論は所有論との結びつきを念頭において論じられているものではないため、それまでの所有論との具体的な関わりは明らかにされているとは言えない。

その一方で、シュティルナーは当時の政治・社会思想を政治的自由主義(Der politische Liberalismus)、社会的自由主義(Der soziale Liberalismus)、人間的自由主義(Der humane

Liberalismus)という三つに分類したが、この分類の基準の一つが所有という問題であった。シュティルナーは三つの自由主義の検討を通して、当時の所有論の検討と批判を行っている。本節では上述の断絶を埋める為に、シュティルナーの所有論がこの三つの自由主義の所有論を経て成立したことを提示したい。

まず、シュティルナーにおいて、この三つの自由主義がどのようなものとされているのかを確認しよう。絶対王政と対置される形で市民的自由を獲得した政治的自由主義では、所有者と非所有者との間に断絶があった。非所有者が「国家を所有者の保護権力」(EE: 151)と見なした社会的自由主義は、『『個人的所有』からの自由」(EE: 154f)を目指した。それに対して、人間的自由主義においては単なる物的所有のみならず、自己意志、思考までも廃棄すべき所有の対象とみなされ、「意見なるものもすべて、揚棄され、非人格的なものにされなければならない」と主張され、「意見もまた、一つの普遍的なもの、『人間というもの』に委ねられ、それによって普遍的に人間的な意見とならねばならない」こととなる(EE: 169f)。ここでは人間的自由主義が自由主義を徹底したものと捉えられる。そして、エゴイズムという観点からは人間的自由主義がエゴイズムを完全な形で否定することとなる。「自己意志と所有とが無力にならないように、自己性、すなわちエゴイズムもなおさらそうならざるをえない」(EE: 170)とされるのである。

このような三つの自由主義の位置づけをふまえて、シュティルナーは「人間とは皆『エゴイスト』である」(EE: 35)と述べ、人間的自由主義の実現の不可能性を指摘した。「君はすばらしいものすべての所有する自由を望んでいるのではない […] 実際に所持することを望んでいるのだ」(EE: 205)と述べ、そもそも人は所有の自由ではなく、所持を望むと指摘する。そして、

「君の力(Gewalt)、ただ君の力(Macht)だけが、君に権利を与える」(EE: 247)と述べられる通り、所有は自分以外のものが根拠づけるのではなく、自分自身で根拠づけられるべきものであった。そうであるから、「[所有に関して、ブルジョアの意味に対して] エゴイストの意味では、事情が異なってくる」(EE: 328)と述べる。

エゴイストの意味とはどのようなものか。「君の、あるいは君たちの所有から、私は臆して後退することなく、常にそれを私の所有とみなす」(EE: 328)とする。もちろん、これは「君たちが私の所有と名づけるところのものに対しても、同じようにやるのだ」(EE: 328)と認めることにもつながる。ここにおいて、エゴイストの意味ではブルジョアの意味の所有を恐れることはない。「最初は社会主義の観点から、しかし後には確実にエゴイズム的な意識を持って」、つまり社会主義の批判理論をエゴイズムの内に引き入れて「優遇される者」たちが、「牡蠣をすする」のに、「手を延ばして食べる」こととなるのだ(EE: 358)。シュティルナーは自身の力によって生きる者にとって、自身の外にある権力は「無」でしかないとした。

このような「三つの自由主義」論は、通常、三つの自由主義に対してエゴイズムが常に疎外されてきたことを明らかにするためと理解されてきた(滝口 [2009: 106-108]; Newman [2015: 43]; 森 [2023: 138-139])。そうした理解に加えて、この「三つの自由主義」論が所有を軸に検討されているという事実は、さらなる考察の手掛かりをあたえてくれる。上述のようにシュティルナーはこれら三つの自由主義を、あえて所有という言葉で説明している。シュティルナーの眼目は、実は、所有という概念を従来のそれから逸脱させ、自らの所有論を展開することにあつたと考えられる。

それを示すために、まず、政治的自由主義の所有観はヘーゲルを、社会的自由主義はプルー

ドン及びヴァイトリングを、人間的自由主義はヘスを念頭に置いていることに着目して、シュティルナーが対置したそれまでの所有論を明らかにしたい。以下、三者の所有観について、シュティルナーの批判となる部分を見ていく。

まず、ヘーゲルの所有観についてはすでに多くの研究がなされているところであるので、ここでは詳しく検討しないが、シュティルナーの所有論と最も関連する、人格と所有との関係を確認しておきたい。ヘーゲルは「人格はあらゆる物件(Sache)に自らの意志を置き入れる権利があり、それによって私のものとなる」とし、その理由を「物件はそれ自体にはそのような目的をもっておらず、その規定と魂に私の意志を受け取るため」と説明している(Hegel [1986: 106])。ヘーゲルにとって事物はそこに「私の意志」を注ぎ込めば、全き形で「私」の所有となることができた。

このような所有観に対して、批判を投げかけたのがプルードンであった。プルードンは「所有は盗みである」という有名な主張によって、ヘーゲル的な所有観を否定した。

シュティルナーが手掛かりにしたプルードンの著作は、『所有とは何か』と『人類における秩序の創造について』(以下、『秩序の創造』)である。両著作の関係は、『所有とは何か』が当時理解されていた所有論の問題点を明らかにしているのに対して、『秩序の創造』はプルードン自身の所有論を哲学的に基礎付けようとしたものである。ヘーゲル左派同様、シュティルナーも『秩序の創造』を重視していた。

プルードンは『秩序の創造』で「秩序とは、人間が宇宙について知ることのできるすべて」とした上で、「秩序は、すべての持続、すべての発展、すべての完成の最高の条件」と定義する(Proudhon [1843: 2])。金山が指摘する通り、プルードンにとって本質的に問題なのは、「私的所有と平等としての正義という対立」ではな

く、「人間の意志や実定法を超えて存在する何らかの『法』あるいは『事実』と、それをかく乱せんとする人間の、とりわけその意志の『志向性』の対立」であった(金山 [2015: 115])。つまり、プルードンは本来そこに委ねられるべき法を想定していた。

この法という観点で言えば、シュティルナーがプルードンと同列に批判するヴァイトリングも同様であった。ヴァイトリングは『調和と自由の保証』で「貧困や困窮、早死は偶然ゆえではなく、自然の法則やキリストの愛からの社会の逸脱のゆえに生じていると認識したら、ただちに大声で明言せねばならぬ」とした上で、「どの時代にもそれぞれの欲求があるが、所有は我々の時代とは全く逆のものであるので、所有概念は、もはや我々の時代には合っていない」とし、「所有はあらゆる悪の根源である！」と宣言する(Weitling [1842: 17])。プルードンは無秩序に対する秩序を法則として捉え、その法に従って宗教、哲学、形而上学(=科学)へと進歩する社会を見たのに対して、ヴァイトリングは「自然の法則やキリストの愛」による社会主義の実現を見た。

ヘスについては、ヘスの主論文とされる「行為の哲学」と「社会主義と Kommunismus」を見たい。いずれも『21ボーゲン』誌に掲載された論文である。シュティルナーは「行為の哲学」は引用していないが、『唯一者』で「社会主義と Kommunismus」を含むいくつかの論文を『21ボーゲン』誌から引用していることから、「行為の哲学」も読んでいたものと思われる。「社会主義と Kommunismus」においてヘスは「ドイツではフィヒテから無神論が始まり、フランスではバブーフから Kommunismus が、というより現在プルードンがより正確に表現しているように、アナーキーが、つまりいっさいの政治的支配の否定、国家や政治という概念の否定が始まる」(Hess [1843b: 77])と述べる。少なくともこ

ここではドイツの哲学とフランスの社会主義が合流することが意図されている。当時フランスに逃れた急進的知識階級のドイツ人はドイツとフランスの合流を目指しており、その中でヘスはプルードンを高く評価した。

プルードン自身のアナキーは『秩序の創造』では中心的にも肯定的にも使われていないが、周知の通り『所有とは何か』でプルードンは「アナキスト」であることを宣言した(Proudhon [1841: 295])。それが中心的テーマではなかったとはいえ、プルードンはここで「社会は無秩序の中に秩序を求める」(Proudhon [1841: 301])と述べ、アナキーが無秩序を表すものではなく、社会秩序と合致することを主張した(森 [1998: 24]; 伊多波 [2013: 170]; 金山 [2022: 35])。

ヘスは、ここでプルードンをアナキーの賛同者とし、アナキーが最終的に「自己規定あるいは自己制約、すなわち人倫へと進む」(Hess [1843a: 330])とした。なぜヘスはアナキーを評価するのか。ヘスは「アナキーの価値は、個人がふたたび自身を頼りにするようになり、自分から出発しなければならない、というところにある」(Hess [1843a: 324])と述べる。ヘスは「個体は理念の唯一の現実性である。すなわち、個体の中でのみ生命は一般に自己意識に達することができる」(Hess [1843a: 312])と考えていた。つまり、抽象的な人間概念ではなく、具体的な個体の中でこそ普遍性を実現できるとした。アナキーの実現は個体が普遍性を実現するための手段とされるのである。プルードンにとってのアナキーが社会構想的次元のものであったのに対して、ヘスのアナキー概念には、類的存在や普遍性という、シュティルナーが宗教的次元の内に捉えた議論が入り込んでいる。

ここでヘスは「ドイツ精神は、人格の自由は個々人の所有性にはなく、すべての人間の共

同性にこそ求められるべきである、という認識に至った」(Hess [1843b: 80])と述べる訳だが、ここで言う人格は具体的な個体として想定されていた。ヘーゲルにおいて人格は「完全に抽象的な自我としての自己意識をもつ」ことによっではじめて「人格性がはじまる」とされ、抽象的な人格と所有が結び付けられていた(Hegel [1986: 93])。それに対してヘスは1830年代の人格論争(Breckman [1998])を経て、その人格を具体的な個の中に見た。ヘスはプルードンの所有批判と人格を中心とするヘーゲルの所有論を発展させ、自身の論を構築したと言える。ヘスは人格を具体的な個として想定しつつも、その具体的な個はあくまで人間の普遍性を表象するものであった。普遍性を否定し、エゴイズムを主張するシュティルナーにおいてはヘスの所有論をさらに徹底する必要があった。

ではこれら三者の主張をシュティルナーはどのように捉え、どのように批判したのだろうか。

まず、ヘーゲルについてである。シュティルナーは近代所有観を力という観点から捉え直している。力については後述するがシュティルナーが所有と同定するものである。シュティルナーにおいて力はGewalt, Macht, Kraftが敢えて混同される形で使われるが、この近代的所有批判の文脈ではGewaltが使われており、ヘーゲルの意志の作用を念頭においていることがわかる。

シュティルナーは近代的所有観においては「力(Gewalt)は、私の他の性質、例えば人間性や尊厳などと同様に、それがもはや私の力ではなくなって久しくても、存在するほどに、それ自体の存在へと高められる」(EE: 366)と述べる。ヘーゲルにおいては、物件に意志を注ぎ入れさえすれば、その意志は個たる人格を離れ、永遠に実存することとなる。シュティルナーはこのように従来の所有観を理解した上で、本来「力が私自身から切り離される」(EE: 367)というこ

とはあり得ないと批判する。力は絶えず「私」の自己性によって発揮され続けるものであるからだ。その力は「私」の死とともに消滅するのである。

そうであるはずなのに、それ自体が実体的に捉えられ、ある事物に注がれた力は永続的にそこに存在し続けることとなる。そうであるから、「この永続的な力は、私の死によってさえも消滅することなく」(EE: 367)、それ自体が存在として認められる。しかし、これは「力は幽霊へと変容するほどに、権利(Recht)となった」(EE: 366f.)のであり、「妄想」(EE: 367)に過ぎない。上述から明らかなとおり、「妄想は、彼らが自身の力を撤回することができないと信じているところにある」(EE: 367)とシュティルナーは指摘する。

近代所有観の場合、力は残存する、ということとなっている。このように考えてしまうと、力が権利となって「私」から疎遠なものとなるので、「私」は自己性(Eigenheit)を発揮することが困難となる。ここにおいてシュティルナーは「力はそれ自体で実存するものではなく、強大な自我(gewaltigen Ich)、私の中にのみ存在するということが忘れられている」(EE: 366)と述べる。

では、なぜこのような近代的所有観が成り立つのであろうか。それは「彼に人権を与えるのは、結局人間である」(EE: 367)からである。近代的所有観が遵守されるのは、人間という信仰ゆえに他ならない。そして、そのような下に成り立つ所有権は「個人が自分自身に権利を与えるものではない」(EE: 368)のである。

次にプルードンである。シュティルナーがプルードンを最も批判するのは「盗み」という表現である。シュティルナーは「プルードン(ヴァイトリングも)は、所有を窃盗(vol)とよぶとき、所有についてもっとも酷い言葉を言い表していると信じている」(EE: 332)と捉える。しか

し、シュティルナーは「そもそも、『所有』の概念を適用する以外に『窃盗』の概念は可能となるだろうか」(EE: 332)と問う。つまり、盗みといった時点で、所有ということに対する「法の同意」(EE: 332)が前提とされていると言う。シュティルナーは「プルードンは所有者ではなく、占有者もしくは用益者を望む」(EE: 329)ということは認める。しかし、「プルードンはあれこれの所有を否定するだけであって、所有というものは否定していない」(EE: 329)と指摘する。そして、プルードンは「人は奪うことによって所有へと至る」のだから「この奪取(盗み)という目的のために連帯しよう」と言うべきであったと述べる(EE: 330)。自己に根拠づけられない所有は全て否定されるべきであった。つまり、法的次元の所有は全て否定されるべきであった。

シュティルナーも「ブルジョア的自由主義者たちが理解しているような所有は、たしかにコミュニストたちやプルードンの攻撃に値する、この所有は維持できない」(EE: 328f.)と述べる通り、プルードンのブルジョア的所有批判に対する妥当性それ自体は認める。上述の通り、シュティルナー自身の理論としてそれを組み入れてもいる。けれども、プルードンのその所有の議論の仕方は、法的次元という所有の枠組み自体は維持しているように見えた。ここにシュティルナーは新たな「彼岸」を見たと言えよう。シュティルナーはフォイエルバッハの人間に対して唯一者を据えたように、プルードンの所有に対して自身の所有を据えたのである。それゆえ、シュティルナーにとってプルードンの所有は「疎遠な所有(das fremde Eigentum)」(EE: 420)を語っているに過ぎない、自らの所有を語ってはいないとしたのである。

続いて人間的自由主義について見ていきたい。ここでシュティルナーが、ブルーノ・パウアー(Bruno Bauer, 1809-1882)と並んでヘスも人間

的自由主義の同一線上に捉えているとしていることは注目に値する。ヘスは上述の分類であれば社会主義的自由主義の範疇であると一般的には考えられる。しかし、シュティルナーは、ヘスも含めて人間的自由主義の理想社会を「人間的世界、すなわち普遍的な（コミュニズム的な）人間社会」(EE: 236)と述べている通り、類を基準とするコミュニズムも人間主義の中に捉えていた。

シュティルナーはヘスについて、「『絶対的な自由』という理念」は「『絶対的な人間的社会のなかで実現可能』なはずである」と主張すると理解する(EE: 322)。それに対してシュティルナーは「『自由な人間』という理念を確立すること」を目指す「新たな宗教」であると批判する(EE: 321)。これをシュティルナーは「近代の努力」(EE: 321)とし、これを近代の本質と同定している。その上でシュティルナーは「私が人類の所有者なのだ」(EE: 323)とする。シュティルナーにとっては、ヘスとプルードンとの間には決定的な相違があった。ヘスが「個々人の所有性ではなく、すべての人間の共同性」を、と言った時、ヘスはプルードン的な、つまり、法的次元の所有の意味を超えていた。ゆえにシュティルナーは人間主義者を「財産とともに財産への関心」をも失った「無財産(Besitzlosigkeit)」の状態であるとした(EE: 190)。しかしそれは、別の視点からすれば、シュティルナーがヘスから引用している通り、「国家は人間全体(ganzen Menschen)を尊重すべき」(EE: 236)という状態であり、それはつまり、「財産は社会の所有」(EE: 190)となることも意味し、類が具体的な個々の人間を所有することを意味する。つまり、ここにおいて所有の意味は、法的次元から宗教的次元へと拡大される。その意味では、シュティルナーによるプルードン批判は、法的次元から宗教的次元へ拡大したヘスの視点が踏まえられたものとも言える。

しかし、シュティルナーにとって、「私が自らの唯一性(Einzigkeit)によってはじめて人間というものに存在を与える」(EE: 323)のであるから、類のもとで従属するのではなく、所有者たる「私」が優先されるのである。シュティルナーにおいて所有はヘスが指摘したような普遍性と繋がるような「人格」の次元で語られるべきものではなく、エゴイズムの次元で語られるべきものであった。そして、シュティルナーのエゴイスト的所有論は、シュティルナーが批判した従来の所有概念の拡大の上で展開されたものでもあった。

以上の批判から、シュティルナーは明確に「所有の問題は、取り組むことが許容された限定された問題設定以上に広い意味をそれ自体に持っている」とし、その問題提起の中では「解決不可能」と指摘する(EE: 190)。それはいわば「別の側面」(EE: 324)から捉えると、「精神的所有(geistiges Eigentum)」(EE: 325)という側面にまで拡張されている。この「精神的所有」については、シュティルナーは「自由主義のさまざまな段階は、『人間』という概念をどこまで拡張するか」(EE: 325)という相違に拠っているとした上で、「決断は『私たちがすべてを持っているところ』にのみ見いだされる」のであり、それはつまり、「所有は所有者に従属する」ことだとする(EE: 327)。

つまり、三つの自由主義を通して、所有が「人間なるもの」、類的存在としての人間にまで拡大された。プルードンは法的次元を徹底させる形で所有論を展開し、ヘスはそれを乗り越え宗教的次元にまで至った。シュティルナーはこれを転倒する。その意味で、ウエルシュの「シュティルナーは『所有』の概念を今日それが示すような法的意味や経済的意味に狭めていない」(Welsh [2010: 85])という理解は適切ではあるが、それを法的次元・経済的次元の範囲で捉えたという点で十分ではなかった。シュティル

ナーは法的次元から宗教的次元の拡大という視点から所有を捉え、その不可能性を示すことで、それらの次元すべてが否定してきたエゴイズムの次元における所有論の擁立を目指したのである。彼の所有論は法的次元にも宗教的次元にも属さない、あるいはそれを所有しもする「所有者」たる「私」のみが根拠となる。

では、シュティルナーのエゴイスト的所有論は具体的にどのようなものであったのだろうか。まず、シュティルナーにとって所有ということは自己所有を表す。彼は「私の所有とは何か？私の力(Gewalt)のうちにあるもの以外の何ものでもない！」(EE: 339)と述べ、所有が力と同義であることを指摘する。

私の力(Macht)は、私の所有である。

私の力は、私に所有を与える。

私の力は、私自身であり、その力によって私は私の所有なのである。(EE: 244)

と述べる通り、シュティルナーにとって力が所有の根拠であり、その力は「私自身」でもある。ここでシュティルナーがGewaltではなくMachtと所有が同義であるとしていることは、よりそれを特徴づけるだろう。

この所有と力の関係性は多くの先行研究が明らかにしてきた(住吉 [1992: 245]; Welsh [2010: 85])が、上述の理解は、力は所有を正当化するものではなく、法的次元や政治的次元のみならず、宗教的次元をも超えるものである。ヘーゲルの人格は法的な次元での所有を正当化するため、ヘーゲル左派の所有はそれをさらに「神学」化するためのものであったのに対して、ここでは自らの所有を自分以外に対して正当化するという意図は抜け落ちている。この力は「私」以外の間での問題の前に、「私自身」の内における問題が先に現れる。シュティルナーは「自己性とは要するに——所有者(Eigners)の描

写にすぎない」(EE: 225)と述べており、所有を実現することと、エゴイズムを十全に発揮する自己性を実現することは同義とされる。そして、所有者は力との関わりでは「私の自由は、それが私の力(Gewalt)となったときにのみ完全なものとなる。しかし、これによって私は単なる自由人であることをやめ、所有者となるのだ」(EE: 219)と述べる。自己性と力の関係はここではこれ以上論じないが、エゴイストたる自己から発せられるものという点では同一であり、所有もそれと同列とされている。また、ここでは自由人たることより所有者であることが優先されている。自由はそれ自体「私」の基準で量られるものではないから、「私」を基準とする所有者の方が優先されるのである。

ここにおいて所有者となるためには二つの条件が満たされる必要があることとなる。一つ目が自己性、自らの力に沿って生きることであり、二つ目が、「個人が解体することを許されない制度が一つでも存続するかぎりには、自己性と、私のものの自己への帰属は、まだまだ遠い」(EE: 285)と述べられる通り、それを抑圧する社会制度が不在なことである。二つ目もアナキズムへと結びつく契機を持っているという点で重要であるが、ここでは所有の検討を深めるために、一つ目について詳しく見ていきたい。シュティルナーはエゴイストについて述べる時はエゴイストを否定する非エゴイストも「不自由なエゴイスト」であるとして、完全にエゴイストでない状態はあり得ないとしたわけだが、所有者ということではそうでないこともあり得る。それは「私」以外の「聖なるもの」に仕えている状態である。なぜか、「疎遠な力(Gewalt)、私が他者にゆだねるところの力は、私を奴隷(Leibeigenen)にする」(EE: 340)からである。疎遠な力の基準で生きるとは、自己性と全的に対立する。

以上の通り、シュティルナーにとっては、自

らの自己性や力に生きるという意味での所有者であることが、所有そのものを表すこととなる。彼にとって所有は、絶えず自己性から発揮される力に基づく関係以上のものではなかった。別の言い方をすれば、シュティルナーにとって所有はある（法的・宗教的）状態を示すものではなく、力の運動にあたるものであった。そうであるから、シュティルナーは

自己性、それは私の全存在、存在であり、私自身である。私は、私が免れたものから自由であり、私が力を持っているもの、あるいは私の力(Macht)が及ぶところの所有者である。他者に自分を投げ出さなければ、いついかなる状況でも、私は私自身なのなのだ。(EE: 207)

と述べる。自己性という「私の全存在」を発揮することが、所有なのであった。

つまり、シュティルナーの所有(Eigenthum)は自らに固有な(eigen)己の力が向けられていることを表したものとしてのEigenthumという以上の性格はないのである。これはエゴイズムを唱えるシュティルナーにとって、他者に自身の所有権を正当化する必要性がないことから明らかであろう。自身の所有権が問題となるのは、所有ということを以て他者と出会った後の段階である。シュティルナーの所有はその正当化を問題とした法的次元や、他者との利害調整の必要から発する政治的次元の問題、あるいは類的存在を基準とする宗教的次元のものでもなく、エゴイズムの次元、すなわち唯一者という存在、徹底してエゴイストから発する問いなのである。

III. 連合

以上で明らかになったように、シュティルナーの所有論が法的・宗教的次元での議論でないとしたら、連合もどの次元で語られたものなの

か、問い直される必要がある。

冒頭でも見た通り、連合は国家の代替として提起されたことが前提とされてきた。それに対して、滝口やニューマンはそれぞれ、どの程度非社会構想的か、非法学的かという点では異なるものの、「エゴイストの結合」に過ぎないとした点で、社会構想的・法的次元に留まらないことを指摘している(滝口 [2009: 106-108]; Newman [2015: 43])。

その中で滝口は連合の思想史的来歴を検討している。滝口は「人間的自由主義に極まる自由主義の三形態の批判」(滝口 [2009: 114])があるとした上で、それをヘーゲルの人倫的關係に対するシュティルナーの批判という観点に収束させる。確かに、連合にはヘーゲルの人倫的關係に対する批判が通底しているのは事実であるが、ヘーゲルの人倫的關係の拒絶という観点からのみでは、シュティルナーの具体的な連合観には直接結びつかない。ここでも所有の時と同様の断絶がある。それゆえここでも、ヘーゲルとシュティルナーを架橋する思想家を検討する必要がある。

滝口が指摘している通り、これに関しても、三つの自由主義が手掛かりとなる。本節ではヘーゲルの人倫との断絶を架橋する思想的来歴を確認するために、社会主義自由主義及び人間的自由主義について見ておきたい。シュティルナーの連合を「代替案」として捉えれば、彼は社会主義的自由主義たるコミュニズムと人間的自由主義たるヒューマニズムに対して「代替案」を提示したといえることができる。以下で明らかになる通り、シュティルナーはコミュニズムとヒューマニズムを同列にして論じている。以下、ヴァイトリング、ヘス、フォイエルバッハに対する批判を見ていこう。

シュティルナーは自己性を中心に置く連合に対して、「コミュニズムが創設しようとする社会は、この連合にもっとも近いようにみえ

る」(EE: 411)とする。例えば、ヴァイトリングは「自然のあらゆるものは良いものであり、有益なものである」(Weitling [1842: 123])という自然観を前提に所有が存在しない以前の原始社会を理想化しつつ、「完全な社会には、支配(Regierung)ではなく管理(Verwaltung)がある」(Weitling [1842: 23])と述べる。「管理は、社会のために、管理者を含めたあらゆる人の欲求や能力を調整し、調和へと導くことを使命とする」(Weitling [1842: 123])とし、所有で不平等が生じた当の社会を、政府ではない形で管理することで調和を取り戻そうとする。無政府を前提とした自治組織はその点においては連合と外観が類似するかもしれない。無政府性ということ言えば、ヘスは「アナーキーの価値は、個人がふたたび自身を頼りにするようになり、自分から出発しなければならない、というところにある」(Hess [1843a: 324])と述べているが、シュティルナーも「『善良な市民』とともに、善良な国家も零落し、アナーキーと無法性(Gesetzlosigkeit)へと溶解する」(EE: 314)と述べる。当時あってアナーキーをあえて肯定した点の類似性は指摘できよう。

その上でシュティルナーはコミュニズム、そしてヒューマニズムの社会をさらに批判することで、連合を特徴づける。シュティルナーの批判はフォイエルバッハを念頭においた共同性とヴァイトリングとヘスを念頭に置いた幸福(Wohl)との二点に向けられる。

フォイエルバッハの共同性に対するシュティルナーの批判については、例えばカストも詳細に明らかにしているが、ここでは連合との接続という観点から捉え直してみたい。シュティルナーは共同体(Gemeinschaft)が創出されると、それは「人間の原理」となり、「共同体の法を、すなわち——社会の法を規定する」と指摘した上で、「コミュニズムはこの原理に最も厳密な服従を与える」とする(EE: 413)。この共同性の

根拠を、シュティルナーは「フォイエルバッハが正しく言っているように、但し彼は正しくは考えていなかったが、愛は人間の本質であり、すなわち、社会のもしくは社会的(コミュニズム的)人間の本質であるからだ」(EE: 413)と述べ、愛に同定する。これは、「エゴイズムを誹謗するヒューマニズム」(EE: 413)も同様であるとする。「聖なる(宗教的、倫理的、人間的)愛にあふれるものは、ただ幽霊だけを、すなわち『真なる人間』だけを愛する」(EE: 383)と批判される通り、このような愛は自己性とは相いれない。シュティルナーは「われわれは共同体のあらゆる偽善から関係を断とう」(EE: 415)と述べる。そうであるから、シュティルナーは「我々は共同性(Gemeinschaft)を求めるのはやめ、一面性を求めよう」と述べ、「我々の所有として用いる手段と器官のみを他者に求めよう」と主張する(EE: 415)。

フォイエルバッハも他者を彼の本質のためではなく「類似性または共同性のため」に愛することは「第三のものの表象によって統一性をかき乱す」と批判した(Feuerbach [2006: 442])。フォイエルバッハは感性的愛によって類という真なる全面性へと至ったのだが、「人間の原理」を否定するシュティルナーにおいては一面性が求められることとなる。他者を所有するということは、そこに共同性を見出さないということである。そうであるから、「他者が自分と等しい存在であるという前提は、虚偽から生じている」とされ、「私に等しい存在はなく、他のすべての存在と同様に、私はそのものを私の所有と見なす」こととなる(EE: 415)。唯一性は他との共通性を持たないがゆえに、その次元においては万人が等しく持っているものはない。そうであるから、「家族、種族、民族、さらには人類」といった「自然的紐帯」も、「コミュニティ(Gemeinde)や教会」といった「精神的紐帯」も、連合の根拠にはならない(EE: 416)。

このような前提に築かれる共同体は、「いずれの場合にも君が唯一者としていることは抑圧されねばならない」(EE: 416)と述べる通り、等しい次元を措定すれば、忽ち唯一性が妨げられてしまう。そのような唯一性を維持できるのが連合なのである。

次に、幸福について、シュティルナーはヴァイトリングの『調和と自由の保証』を引用する形でコミュニズムの社会を「『万人の幸福』を目標とすべきものとされる」(EE: 411)と述べる。そうであるなら、「『真の幸福』が問題となるが、「それによってまさに信仰が圧政をはじめるところにまで来ているのではないか?」とする(EE: 412)。なぜならば、真の幸福を想定した時、「人は普遍的幸福のために自らの特殊的幸福を犠牲にせよ」(EE: 412)と要求せざるをえないからだ。そのような要求は「キリスト教的要求」に過ぎないとし、「自身の幸福を誰にも奪わず、絶え間なくそこにに基づきなさい、という反対の戒めの方が、良く理解される」と述べる(EE: 412)。

先ほどヘスとシュティルナーの「アナーキー」への肯定という類似性を指摘したが、シュティルナー自身は、ヘスの「行為の哲学」と「社会主義とコミュニズム」が載った『21ボーゲン』誌のカール・ウィットの論文から「自由主義とは我々の現状の諸関係に適用される理性の認識にほかならない」という文を引用し、それを根拠に「自由主義の目標は、『理性的な秩序』、『道徳的な行為』、『制限された自由』であり、アナーキー、無法性、自己性ではない」(EE: 139)と指摘している⁽¹⁾。先の引用に加えここで敢えてアナーキーという言葉を使っており、ヘスを念頭に置いているのは明らかだが、シュティルナーからすれば、ヘスはアナーキーの先に人倫を、人倫に根差した社会を見ているという点で、アナーキーを肯定したものとは言えなかった。それに対して、シュティルナーは自己

性のみを肯定しており、そこに決定的な相違を主張する。

ではこのような連合、すなわち「エゴイストの連合」はどのように成立し、どのように立ち現れるのであろうか。シュティルナーは

もし私が彼を利用できるのであれば、私は必ず理解を深め、彼と同意する。それは、合意を通して私の力(Macht)を増大させ、共同の力(Gewalt)によって、個人がもたらすことのできる以上のことを達成するためである。私はこの共同に、私の力(Kraft)が何倍にも増幅すること以外の何も見ず、それが私の増幅した力(Kraft)である限り、私はそれを保持する。そして、それが連合なのだ。(EE: 416)

と指摘する。この文には複数の重要な論点が含まれている。

まず確認したいのは、連合が「合意」によって成立するということである。後で見るようにこの合意は合意後の私を縛る社会契約的なものではない。むしろこれは素朴に一緒に何かをしようとする、あるいはある関係を築こうとするお互いの了解である。

そうであるから、連合は多様なところで現れる。例えば「パンはある町の全住民の必要物だから、みんなのパン屋を設立するに容易に合意できる」はずだから、「焼かれたパンを必要とする者たちの連合」が立ち現れることとなる(EE: 365)。これは公共的なものの代替となりうるだろう。その一方で、『唯一者』に対する批判の反批判を展開した「シュティルナーの批評家たち」では、ヘスが「エゴイスト的連合(egoistischen Vereine)」と呼んで批判したのに対して、シュティルナーは「エゴイストたちの連合(Verein von Egoisten)」だと反論し、それがあがる具体的な社会像であること、つまり代替案であることを拒絶する(KS: 395)。それゆえ、

シュティルナーは「子どもたちが遊び仲間同士で集まっている」ところ、あるいは、「心が通い合っている」友人や恋人が「相互に享受している」ところ、あるいは「道端で二、三の仲のいい知人に会って酒場に行こうと誘われる」ところを見れば、「エゴイスト的連合」を「眼前に見ることだろう」と言う (KS: 395f.)。

確かに『唯一者』でシュティルナーは無意識的にも代替案としての連合を展開していたが、そのように代替案として理解した批判を受けて、その側面を無内容化している。それを踏まえて先の引用文を解釈すれば、連合を組むのは「独力でなしうるより以上のものを、共同の力によって達成する」ためであるとシュティルナーは指摘している。ここではパンの生産力という側面もあるが、「シュティルナーの批評家たち」の例を踏まえれば、一人でいるより複数人でいた方が楽しい、ということも含まれると考えられる。

そのように「成立」した連合はどのような形を成すのだろうか。シュティルナーは社会(Gesellschaft)や党派と連合を対比することでそれを示そうとする。

まず、社会について、シュティルナーは「社会は私と君とによって生じるのではなく、第三者によって創られる」(EE: 287)と述べる。つまり、社会を成員同士の関係によって成り立つとはせず、別のものによって創られるとする。そのような社会ができた瞬間、もはや自分でその社会の在り方を決めることはできなくなってしまう。そのことによって、エゴイストは犠牲にならねばならなくなるのである。「国家はつねに個人を限定し、抑制し、服従させ、ある普遍的性に従属させる、という目的しか持たない」(EE: 298)と述べられているが、社会もまた、同様の目的をもつのである。「社会の中では、君は君の労働力によって利用される」、また、「人間的つまり宗教的に『この主人の体の手

足』として生きる」ことが強要される(EE: 417f.)。そのため、「国家や『人間社会』を完璧に利用しうるためには、私はこれをむしろ私の所有・私の創造物に変容させ、つまりはそれを無化し、それに代わるエゴイズムたちによる連合(Verein von Egoisten)を形成する」(EE: 235)ことが考えられている。

また、この連合は党派でもない。当時現れた党派という概念について、シュティルナーは「あらゆる党派はそれ自身とその存続に固執するから、その成員は、その党派の欲望に奉仕する度合いに応じて不自由であり、さらには非自己的であり、エゴイズムを欠く」(EE: 313)と言う⁽²⁾。「個人は唯一的であって、党派の一員ではない」(EE: 310)のであり、「非党派性にこそ、エゴイズムはあらわれ […] 私は自分の旗印に誓わなくても、私と連合する者を十分に見つけることができる」(EE: 311)のである。

では、この連合は党派性を有する社会とどのように異なるのか。「社会(Gesellschaft)が制限するのがただ自由だけである場合には、その社会とは、連合化、合意、連合であるのだが、自己性が滅亡の危機に瀕するおそれがあるならば、その社会とは、権力それ自体、私を超える権力(Macht)」(EE: 409)となる。ここで注意しなければならないのは、「自由に関しては国家も連合も、本質的な差異はない」(EE: 410)と認めていることである。国家と同様に「連合もまた様々な種類の自由が制限されることなくしては、成立することも、存立することもできない」(EE: 410)。「自由と自己性との間には何という相違があることか」(EE: 207)と述べる通り、唯一者と自由というのは必ずしも結びついていない。唯一性に適うために自由を制限することは、唯一者にとって問題とはならない。それは子どもが遊ぶ際に楽しく遊ぶためにルールを作るのを想起すれば理解できよう。以上のように「連合の目的は自由ではなく」(EE: 410f.)、「連合は

逆に自己性のために、自己性のためだけに自由を犠牲とする」(EE: 411)のである。そして、その連合は「私の固有なる創造物」(EE: 411)なのである。つまり、シュティルナーにとって連合の一番の目的は、その連合が第三者によって創られるものではなく、「私の事柄」であり続けること、「君が連合を所持し、利用する」(EE: 416)こと、唯一者としての「私」が「私」でいられることなのである。

それゆえ、「連合、これを君は利用し、『義務も忠誠もなく』、もはや何の利益も引き出せないと知れば、君はこれを放棄する」(EE: 418)こととなる。この連合は自由に放棄もできる。さらに、「ある連合が社会へと結晶化されたときには、それは連合化(Vereinigung)を止める」(EE: 408)と述べられている通り、その連合が変容することによっても「私」は連合を放棄する。この連合の流動性は例えば滝口やニューマンも強調している。この連合は唯一者同様、「解体」という作業を不可欠とする。連合は放っておけば「静止へと至り、固定化へと失墜し」、「死体」となる(EE: 408)。それによって、もはや「私の事柄」、「私」の所持するものではなくなってしまう。

「連合において、君は、君の全ての権力(Macht)、力(Vermögen)を傾け、君自身に値しうるものとなる」(EE: 417)と述べる通り、シュティルナーは連合を、「私」が唯一者として全き生を享受できる場とする。「連合は君のために君によって存在するが、社会はこれとは逆に自らのために君を要求し、また君なしでも存在するのだ」(EE: 418)とあるように、連合には「私」やあるいは「君」が不可欠となる。「社会は君を費消するのに対し、連合は君がこれを費消する」(EE: 418)のであり、連合それ自体からも「私」は享受する。「私はただ、私の力(Gewalt)のうちにはないもののみを犠牲とする。要するに、何一つ『犠牲』にしないのだ」(EE:

418)と述べる通り、それは、自己性を犠牲とせずただ享受したいものを享受する、ということである。

以上のようにシュティルナーにとっての連合は、所有がそうであったように、エゴイストたる「私」の視点、エゴイズムの次元のみから導かれるものであった。したがって、彼にとって連合の第一の意図が秩序構想であったと解釈すると、それはもはや唯一者の次元からはかけ離れてしまう。彼にとって物事を捉える視点は自己を発してのみしかあり得ないのであって、それよりマクロな視点を取り入れると矛盾を来す。なぜなら自分以外の視点から正当化されたものは、「私」とは別の力とならざるをえないからだ。

IV. 結語

以上、シュティルナーの所有論と連合論の内実を、その思想的来歴という観点から明らかにしてきた。

まず、所有については、シュティルナーの所有論は従来論じられてきたような法的次元、つまり他者に対して自らの権利を主張する所有権の議論でも、宗教的次元、つまり、自らの存在を類に完全に還元することで実現される類としての所有の議論でもなく、徹底したエゴイズムから生じたものであった。その意味で、所有は自己の固有な力の方向性を指し示す以上のものではなかった。冒頭でふれた「君は、私の対象であるから、私の所有なのだ」(EE: 184)という文も、この所有論に立てば整合的に理解できる。

さらに連合についても、これは従来論じられてきたような社会構想的次元、つまり、エゴイズムの視点から離れて個々人を俯瞰して社会を構想するものではなかった。シュティルナーはコミュニズムやヒューマニズムといった従来の社会構想論がエゴイズムと対立することを明らかにし、徹底してエゴイズムの視点に留まるこ

とを主張した。そのようなエゴイズムの視点からは社会や党派も否定される。エゴイズムの視点から形成された連合は、自然に社会へと結晶化する可能性を認めるが、エゴイズムの視点から離れた瞬間に、それを放棄されることになる。

以上のように、シュティルナーは、従来言われてきたような社会構想的な視点は持ち合わせていなかった。むしろ、エゴイスト同士の連合に対して俯瞰的な、社会学的な視点を加えるこ

とはできるが、そのような視点を持った瞬間、それはエゴイズムを逸脱することになる。その意味で、シュティルナーの思想は個人主義的アナキズムの中で理解されてきたような連合観を含む、あらゆる社会構想を拒絶するという意味での社会思想、あるいはエゴイズムの視点からの社会論という意味での社会思想としてしかありえない。そう結論することができるだろう。

註

- (1) 『21ボーゲン』誌は匿名論文誌であり、シュティルナーはウィットの論文をアナキエーの観点から捉えていることから、ヘスの論文と誤認していた可能性もある。
- (2) アルヴォンが指摘している通り、シュティルナーの党派に対する拒絶はブルーノ・バウアーからの影響が指摘できよう(Arvon 2012: 136)。

引用文献

訳出に際してはそれぞれの日本語訳を参照し、適宜改変を加えた。なお、引用箇所の意味内容を明瞭にするために、〔 〕で適宜補足を加えた。

EE=Stirner, Max (1845) *Der Einzige und sein Eigenthum*, Leipzig: Otto Wigand. =(1929) 草間平作(訳)『唯一者とその所有 上・下』岩波書店/ (2013) 片岡啓治(訳)『唯一者とその所有 上・下』現代思潮新社。

KS=Stirner, Max (1914) *Max Stirner's kleinere Schriften und seine Entgegnungen auf die Kritik seines Werkes : "Der Einzige und sein Eigenthum" aus den Jahren 1842-1848*, Treptow bei Berlin: B. Zack. =(1986) 星野智・滝口清栄(訳)「シュティルナーの批評家たち」良知力・廣松渉(編)『ヘーゲル左派論叢 第1巻』御茶の水書房。

Arvon, Henri (2012) *Max Stirner: An dem Quellen des Existenzialismus*, Rangsdorf: Basiliken-Press.

Breckman, Warren (1998) *Marx, the Young Hegelians, and the Origins of Radical Social Theory*, Cambridge: Cambridge University Press.

Engert, Rolf (1998) *Die Freiwirtschaft: Ein praktischer Ausdruck der Stirnerschen Philosophie*, Leipzig: Max-Stirner-Archiv.

Feuerbach, Ludwig (1843) *Grundsätze der Philosophie der Zukunft*, Zürich und Winterthur: Literarischen Comptoirs. =(1967) 松村一人・和田楽(訳)『将来の哲学の根本命題：他二篇』岩波書店。

Feuerbach, Ludwig (2006) *Das Wesen des Christentums*, in *Gesammelte Werke* 5, Berlin: Akademie Verlag. =(1965) 船山信一(訳)『キリスト教の本質 下』岩波文庫。

Hegel, Georg Wilhelm Friedrich (1986) *Grundlinien der Philosophie des Rechts, oder, Naturrecht und Staatswissenschaft im Grundrisse*, Frankfurt am Main: Suhrkamp. =(2000) 上妻精・佐藤康邦・山田忠

- 彰(訳)『ヘーゲル全集9a 法の哲学 上』岩波書店.
- Hess, Moses (1843a) *Philosophie der That*, in Georg Herwegh(hrsg.), *Einundzwanzig Bogen aus der Schweiz*, Zürich: Verlag des Literarischen Comptoirs. =(1970) 山中隆次・畑孝一(訳)『初期社会主義論集』未来社.
- Hess, Moses (1843b) *Sozialismus und Kommunismus*, in Georg Herwegh(hrsg.), *Einundzwanzig Bogen aus der Schweiz*, Zürich: Verlag des Literarischen Comptoirs. =(1970) 山中隆次・畑孝一(訳)『初期社会主義論集』未来社.
- Kast, Bernd (2016) *Max Stirners Destruktion der spekulativen Philosophie: Das Radikal des Eigners und die Auflösung der Abstrakta Mensch und Menschheit*, München: Verlag Karl Alber.
- Newman, Saul (2015) *Postanarchism*, Cambridge: Polity Press.
- Proudhon, P. J. (1841) *Qu'est-ce que la propriété?*, Paris: A la Librairie de Prévot. =(1971)長谷川進・江口幹(訳)『プルードンⅢ』三一書房.
- Proudhon, P. J. (1843) *De la création de l'ordre dans l'humanité*, Paris: Prévot.
- Vorländer, Karl (1926) *Von Machiavelli bis Lenin: neuzeitliche Staats- und Gesellschaftstheorien*, Leipzig: Quelle & Meyer.
- Weitling, Wilhelm (1842) *Garantien der Harmonie und Freiheit*, Vivis: Im Verlag des Verfassers.
- Welsh, John F. (2010) *Max Stirner's Dialectical Egoism: A New Interpretation*, Lanham, MD.: Lexington Books.
- 伊多波宗周 (2013)「プルードンはどのような意味で社会主義者か」『神戸夙川学院大学観光文化学部紀要』4: 165-176.
- 金山準 (2015)「『絶対』から『均衡』へ：前期プルードンにおける私的所有批判の論理」『社会思想史研究』39: 111-130.
- 金山準 (2022)『プルードン』岩波書店.
- 住吉雅美 (1992)「マックス・シュティルナーの近代合理主義批判 (4)」『北大法学論集』43(2): 61-87.
- 住吉雅美 (1994)「マックス・シュティルナーの近代合理主義批判 (9)」『北大法学論集』45(1-2): 65-105.
- 滝口清栄 (2009)『マックス・シュティルナーとヘーゲル左派』理想社.
- 成田龍一郎 (2018)「シュティルナーにおける唯一者の概念」『教育思想』45: 135-157.
- 廣松渉 (2012)『ヘーゲルそしてマルクス』青土社.
- 森政稔 (1998)「アナーキズム」廣松渉他(編)『岩波 哲学・思想事典』岩波書店.
- 森政稔 (2023)『アナーキズム：政治思想史的考察』作品社.

ノージックのロック的但し書きの再解釈から導出される再分配的原理 ——リバタリアニズムの新たな展望——

大工 章 宏

1. 序論

現代政治哲学の復興の嚆矢となった理論が、ジョン・ロールズによる『正義論』で提示されたりベラリズムであるならば、その批判の鎗矢となった理論は、ロバート・ノージックによる『アナキー・国家・ユートピア (Anarchy, State, and Utopia)』(以下ASUと表記)で提示されたりバタリアニズムであろう (Nozick [1974], Rawls [1971])。両者はともに自由を重視する理論ではあるものの、その自由の扱いには相違する点がある。

両者の自由に関する議論における相違点のうち大きなものとしては、「再分配」に対する態度が挙げられるだろう⁽¹⁾。ロールズの議論が再分配を肯定的に捉えていたのに対して、ノージックの議論はそれを基本的に否定的に捉えているのである。しかし、このことは現代では右派リバタリアニズムとされる、ノージックの議論の立場を不利なものにする一因になってしまった。なぜならば、右派リバタリアニズムは、ある時点での分配状態において生じている直観に反する状況(特に経済状況)に、説得的な是正措置を提案することが難しいからだ⁽²⁾。

本稿の目的は、そのような右派リバタリアニズムにおける状況を乗り越えるために、ノージックの議論を検討して、右派リバタリアニズムにおける再分配的原理を改めて提示することである。特に本稿では、ノージックのASUで、数少ない再分配的制度の肯定を含意する概念である、ある無主物の専有後に生じる他者の状況

の悪化を勘案してその専有の正当性を判断する「ロック的但し書き」に新しい解釈を与えることに注力する⁽³⁾。

ノージックによって導入されたロック的但し書きは、ジョン・ロックの『統治二論』における正当な専有の条件である、「充分かつ同質 (enough and as good)」の共用物を残しておくという条件と、専有している物を腐敗させたり破壊したりしてはならないとする条件の両方を含むものではない (Locke [1988: 287-288, 290=2010: 326, 329-330])。ノージックはロックの挙げた正当な専有の条件のうち、専有の際に他人に「充分かつ同質 (enough and as good)」の共用物を残しておくという条件の方に着目している。このロック的但し書きは現代政治哲学においても重要な概念であり、気候正義や気候難民、排出権といった実践にも関わることから、再分配がなされる条件となる基底線 (baseline) の設定問題に至るまで、様々な観点から検討がなされてきているものである。

本稿ではノージックの導入したロック的但し書きについて、無主物の定義に関わる「無主物の特性 (character of bona vacantia)」と「到達可能性 (reachability)」という二つの概念を考慮すると、専有物に思われても本質的には無主物として扱うべきものがあると指摘する。それ故、不当な専有と見做されるものを手放すか賠償という形で再分配することが必要となり、ノージックの導入したロック的但し書きは広く適用されうる再分配的原理であることを示す。

最後に、この再分配的原理に基づいて、格差問題など右派リバタリアニズムに対して投げられている懸念についても回答しうる展望を示して、本稿を終えることとなる。

II. 右派リバタリアニズムの状況と「再分配」

右派リバタリアニズムの再分配的原理を示していく前に、本稿では、ジェラルド・A・コーエンによって以下で述べられている自己所有権概念に対し、大きく変更を加えていない理論を右派リバタリアニズムとして扱うことにする。

なぜならその哲学〈リバタリアニズム〉の主要な関心は、自由ではなく、自己所有権命題である。これは、各人が自分自身の人格と力の道徳的に正当な所有者であり、“それ故に”、各人は（道徳的に言って）、その力を自分の望むように自由に使えるが、他者に攻撃的に展開しないことが条件である、というものだ。（Cohen [1995: 67] 強調は原文のまま〈内は筆者）

また、右派リバタリアニズムにおいて再分配的原理を改めて示すことの意義を述べる必要もあるだろう。すなわち何故、「再分配」を否定する強固な自己所有権と、そこから導出される同様に強固な私的所有権という、右派リバタリアニズムの立場を部分的に否定するようなものを提示しなければならないのか、という疑問に答える必要がある。そして、その答えは現在のリバタリアニズムにおける「再分配」に関する議論の状況を分析することで、右派リバタリアニズムの「再分配」に対する議論の行き詰まりとして示されるだろう。

本節の目的の一つは、「再分配」に関する右派リバタリアニズムの議論の行き詰まりは、ノージックによるロック的但し書きの解釈にある

ことを示すことだ。そのためまず、主に現代においてリバタリアニズムに分類される諸議論の中で、「再分配」に関する理論において右派リバタリアニズムが十分に直観的な議論を提示することができていない状況と、それを打開するために提示されてきた議論について検討する。具体的には、右派リバタリアニズムの「再分配」に関する議論において難点とされているものが、ノージックのロック的但し書きに対する彼自身の解釈に起因するものであり、この但し書きに着目する必要性を示す。

ノージックによって提示された、現在では右派リバタリアニズムと呼ばれる立場は、現代政治哲学の領域において重要と見做されていることは確かだ。一方で、同じリバタリアニズムに分類される議論の中でも、「再分配」を肯定的に捉える左派リバタリアニズムや新古典的自由主義（neoclassical liberalism）といった立場の方が、右派リバタリアニズムに比べれば、再分配的制度（あるいは再分配的原理）において議論の発展が見られる。たとえばジェイソン・ブレナンを始めとしたPPE（politics, philosophy, and economics）アプローチを採用した新古典的自由主義のように、貧困者の救済などを含む社会正義を重視することによって「再分配」を正当なものとする立場や、マイケル・オーツカを始めとした左派リバタリアニズムのように、平等主義を核に取り込むことによって「再分配」を肯定する立場は、右派リバタリアニズムと比較すると「再分配」に関する議論を積極的に展開できている（Brennan [2012], Otsuka [2003]⁽⁴⁾）。特に左派リバタリアニズムは本稿と同様にノージックの議論のコアな部分を用いつつも、「再分配」についての議論を提示できている。そのため本稿では主に左派リバタリアニズムへの批判的検討を行いつつ、右派リバタリアニズムの再分配的原理を示していくことになる。

右派リバタリアニズムの提唱者たるノージック自身のASU以降の言葉によって、右派リバタリアニズムにおいて「再分配」を積極的に行うことを認めうる原理を導出することは難しいとされている⁽⁵⁾。

私がかつて提唱したリバタリアンの立場は、今となっては重大な欠陥があるように思われる。その理由の一つは、人道的な配慮や共同の協力的な活動をより緊密に編み込む余地を残していなかったからだ。それは、問題や課題に対する公的な政治的関心が、その重要性や緊急性を表す道筋であり、それゆえ、それらに対する私的な行動や関心を表し、強化し、方向づけ、奨励し、有効化するため、象徴的に重要であることを軽視していたためである。(Nozick [1989: 286-287])

このノージック自身の人道的配慮や、共同の協力的な活動 (joint cooperative activity) が含意する公的な政治的関心における象徴性の検討不足に対する反省にあるように、人道的配慮不足や公的な政治的関心における象徴性の軽視といった批判に対して、右派リバタリアニズムでは十分に応答できないとみられた。このうち注目したいのは、人道的配慮についての検討不足を認めるノージックの反省の弁である⁽⁶⁾。

これらの批判のうち「再分配」に起因する問題である人道的配慮の不足について、ノージック的な議論に基づいて応答することに成功している可能性があるものが、オーツカやヒレル・スタイナー、ピーター・ヴァレンタインに代表される左派リバタリアニズムである (Otsuka [2003], Steiner [1994], Vallentyne [2007])。左派リバタリアニズムはおおよそノージックの議論をベースに展開されており、一見、右派リバタリアニズムの発展型のようにも思われる。確かに、平等主義的要素を組み込むことで、障害者

や貧しい人々への再分配を要請するものとして位置づけ正当化することを試みて、従来の右派リバタリアニズムよりも再分配について肯定的なものとし、直接人道的配慮を組み入れるわけではないという点で、本稿で提示する議論と近い部分はある。

けれども平等主義的概念を基底に置いた自由の最大化という点において、リバタリアニズムの核となっている私的所有権を弱めてしまっている可能性は否めないだろう。そして何より平等主義的なアプローチをとる左派リバタリアニズムと、ノージックの提示した右派リバタリアニズムとは、自己所有権に対する見解において認識を違えており、それを左派リバタリアニズムは不可侵のものではないと見做している点は重要である⁽⁷⁾。

このように、人道的配慮の軽視がはらむ問題を回避するべく右派リバタリアニズムから離れることによって、現在のリバタリアニズムは発展してきているといえる。しかし、右派リバタリアニズムの立場は、本当に人道的配慮についてカバーする構想を提起しえない立場なのだろうか。

その問いには、右派リバタリアニズムにおいて数少ない再分配的原理とみなしうるロック的但し書きについてのノージックの解釈を検討することによって応答しうる。具体的には、ノージックのロック的但し書きの再構成を通じて、左派リバタリアニズムよりも穏当に、リバタリアニズムの特性である自己所有権の本源性を損なうことなく、直観に適合する再分配原理を支持しうる構想を右派リバタリアニズムは提示できるだろう。

Ⅲ. ロック的但し書き

Ⅲ.1. ノージックの曖昧さ

本節と次節では、ノージックのロック的但し書きの解釈について検討を加えて、到達可能性

アプローチと呼ぶことになるロック的但し書きの解釈を示すことになる。

右派リバタリアニズムは、基本的にどのような状況においても「再分配」に否定的な立場を取ることは事実である。それ故、先に述べたように人道的配慮を軽視しているとされて批判が為されてきているものの、ノージックの提示した右派リバタリアニズムは、ロック的但し書きという再分配的原理を採用していることに着目すべきであろう⁽⁸⁾。

ノージックが導入したロック的但し書きは、ジョン・ロックの『統治二論』における正当な専有の条件である「充分かつ同質 (enough and as good)」の共用物を残しておくという条件に着目し、提出されたものである (Locke [1988: 287-288=2010: 326])。このロック的但し書きについては、現代政治哲学において多くの議論が為されてきている。それらは一般的な財の分配に関連するものだけでなく、気候正義の文脈や、後に触れる基底線 (baseline) と呼ばれる、ロック的但し書きが適用される境界についての議論など様々な論点・観点から論じられてきている⁽⁹⁾。

そして、多くの検討において重視されてきているのは、概してロック的但し書きの正当な適用範囲を支える解釈に関するものと言える。しかし、ノージックが導入したロック的但し書きは、様々な解釈が可能である。故にノージックのロック的但し書きの解釈は、その適用範囲について曖昧なままであり、再分配的原理としては具体性に不足していると言える。

実際、再分配的原理としてノージックの議論の中で提示されているロック的但し書きは、「この但し書きが、実際に適用されることは、(ほとんど?) 全く無いだろう」と、その適用範囲については狭いものになると想定するに留まっている (Nozick [1974: 179=1994: 301])⁽¹⁰⁾。ノージックはロック的但し書きについて軽視して

いたわけではないものの、原始獲得論を導入するに当たって重要な概念であったにもかかわらず、その解釈において正当化される適用範囲については曖昧な部分を残している (Nozick [1974: 150=1994: 255])。このことから、ノージックにとってロック的但し書きの必然性 (ロックの獲得論に伴うもの) と、作用の存在 (再分配的機能) を示す必要はあったものの、その適用範囲についてはあまり関心がなかったように思われる。

それ故但し書きは、リバタリアニズムにおいて再分配的原理として改善しうる、あるいはより洗練しうるものとして見做しうる。このことから適用範囲の拡大を伴う形での但し書きの変更による、オーツカの「所有以前の世界資源を手に入れることができるのは、他の人々が等しく有利な形で手に入れることができるように、十分な量を残す場合かつその場合のみである」という平等主義的但し書き (the egalitarian proviso) や、マックによる自己と世界との関係である世界相互作用力 (world-interactive powers) に着目した自己所有権但し書き (Self-Ownership Proviso) といった構想が提示されてきている (Otsuka [2003: 24], Mack [1995: 186])⁽¹¹⁾。そして、リバタリアニズムにおけるこれらの但し書きの変更は、ノージック自身のロック的但し書きの解釈よりも、さらなる再分配を要請する含意があることは否めないだろう⁽¹²⁾。

けれども、左派リバタリアニズムや自己所有権的但し書きを展開したマックの議論のように再分配的原理の適用範囲を、但し書きを変更して拡大するのではなく、ノージックの (右派) リバタリアニズム構想を基礎とするならば、適用範囲は彼自身の想定よりも広くなる。つまり、右派リバタリアニズムにおいて、ロック的但し書きに変更を加えることなく「再分配」に関するより有効な議論を提供することが可能である。

また、のちのノージックが認めたように、人

道的配慮という要素を組み入れる意義を認めなくても、直観に適う判断を下しうることを示すものにもなる (Nozick[1989: 286-287])。つまり、ASU以降にノージックが導入を訴えるに至った人道的観点を導入せずとも、右派リバタリアニズムにおける再分配的原理の適用範囲は広く直観に適う判断を下しつつ、独自性を保つことができることを示す。

先述したように、ノージックは、ロック的但し書きの適用範囲は非常に狭いと考えていたと考えられる。実際、このことはノージック自身の基底線に対する認識における問題に関わってくる。次項ではその点について、これまで等閑視されてきた、ノージックの特許権にかかわる知的財産や発明品に関する議論をふまえて検討する。なぜならば、これらの議論は、ノージックによって提示されたロック的但し書きの適用例の中でも生命の危機に関わらないにもかかわらず適用されるものとなっており、どのような状態が但し書きにかかわってくるのかを知る手がかりとなるからだ。

III.2. 基底線は何処に？

ロック的但し書きの適用という議論において重視される対象は、多くの場合、他者の立場を悪化と見做すかどうかを判断するための基底線についてである。ヨアヒム・ヴンディッシュは、ノージックの基底線の議論について「ノージックは但し書きの基底線（問題の悪化が測られる基準）について多くの議論を残しているが、但し書きの効力はこの基底線の解釈にかかっていることは明らかである」と述べている (Wündisch [2013: 206])。

このように基底線の議論はノージックのロック的但し書きにおいても重要であるとみなされていることは確かだ。しかし、ノージックはこの基底線について最終的に具体的な検討を以下のように放棄してしまう。

ロック流の専有は、人々の地位を悪化させないというが、それは、どのような状態と比べてのことなのか。この基底線設定問題は、ここで可能な程度を越えた詳細な検討を必要とする。(Nozick [1974: 177=1994: 298])

基底線の具体的な設定についてノージックは詳細な議論を行わなかったことは事実であるものの、井上彰によってその想定される基底線の位置は整理されている。それは、諸個人がより悪い立場に置かれるという状況（基底線を下回る）について資源が利用できなくなったことで福利が低下した状況を境遇悪化と見る「弱い解釈」と、それにくわえて、その獲得によって他の人の境遇改善の機会が失われた場合にも境遇悪化したと捉える「厳格な解釈」であり、ノージックは「弱い解釈」の方を穏当な解釈として妥当なものとして見ていたとされる (井上[2017: 101])。

実際、コーエンからは「しかし、もう一つの、受け入れたいものは専有がなかった場合に何が起こるかではなく、世界が共有のままであったという特別な仮説の下で何が起こったかを考えることで、但し書きを弱めることである」と批判され、オーツカからも（コーエンの主張を受けて）「誰も不利な立場に置かれなくするための手段として、ノージックのロック的但し書きは弱すぎる。なぜなら、自然状態における一個人が、他のすべての人を雇用して賃金を支払うことによって補償すれば、彼らが非私有地での狩猟・採集の貧弱な手作業の生活を続けた場合よりも悪い状況に陥らないように、そこにあるすべての土地について豊かな取得を行うことができるのである」と批判されているように、ノージックの基底線に対する解釈は弱い解釈であると見做されてきている (Cohen [1995: 83], Otsuka [2003: 23])。また、動物への

ロック的但し書き適用を考察するジョシュ・ミルバーンも、ノージックの基底線をかなり弱い解釈として見込んでおり、「私は、ノージックがこのような生死を分ける状況を用いるのは、まさにこのような状況が、専有のない仮想的な世界において、個人がより悪い状況に置かれる唯一の状況だからである、と指摘する」と述べている (Milburn [2016: 282])。コーエンやオーツカからの批判や、ミルバーンによる指摘に見られるのは、まさに後年ノージック自身がかつての議論について反省した理由とも言える、人道的配慮を軽視しすぎるというノージックのロック的但し書き解釈における難点のように思われる。

確かにノージックは、破局的状況においてのみロック的但し書きが侵されると考えているものの、同時に特許権のような知的財産や発明品に関してもロック的但し書きが適用しうると考え、専有期限を設けることを提案している (Nozick [1974: 180-182=1994: 303-305])。そのため、生死を分ける状況に限ってロック的但し書きが用いられるというノージック自身の予想については疑わしい。

このことは、直接的ではないがヴンディッシュによっても指摘されており、ノージックは特許権の期限を設けることに賛成しているため、社会の進歩や構成員の一般的な向上に適応していくものとして基底線を考えているのではないかとされている (Wündisch [2013: 208])。ノージックは基底線問題の検討を実質的に放棄しているため、彼の実際の考えは不明ではあるものの、ASUにおけるロック的但し書きの基底線は時間や状況に応じて変化するものとして考えたほうが良いように思われる。

先に示したコーエンや左派リバタリアニズムのノージックの議論における基底線認識は、ノージック自身のロック的但し書きの解釈における混乱によって生じた可能性がある。では基底

線が可変的なものとして、それはどのような基準によるのか。この点を検討するにあたって注目したいのは、ノージックのロック的但し書きの適用例や、適用する事例を提示するための思考実験である。次節ではそれらを取り上げて検討し、右派リバタリアニズムにおいてロック的但し書きをどのように解釈すべきなのかを提示することになる。しかし、次節に進む前に、これまで見過ごされてきた左派リバタリアニズム全般の難点について指摘しておく。

III.3. 左派リバタリアニズムと専有

左派リバタリアニズムは、右派リバタリアニズムと同じく自己所有権に基づいた理論でありつつも、平等主義的但し書き、すなわち天然資源の平等な所有を考慮することによって再分配的な性格を強めた議論である。それ故、本稿で提示する議論において克服しうる左派リバタリアニズムの難点を指摘することは有益だろう。彼らの議論において特徴的なのは、天然資源の平等主義的な取り扱いであることは確かだと思われる¹³⁾。もちろん、左派リバタリアニズムにおいてもいくつかの立場に分かれているものの、以下のように天然資源の扱いに着目していることは示されている。

左派リバタリアニズムには様々な形態があり、他の最優先規範主義 (first order normative doctrines) (功利主義や契約主義など) にも様々な形態がある。しかし、すべての形態が、完全な自己所有と、天然資源のある種の平等主義的所有にコミットしている。(Vallentyne, Steiner, and Otsuka [2005: 203] 〈〉内は原文表記を筆者が補足)

しかし左派リバタリアニズムは天然資源を含む無主物や、専有という行為についての検討が不足しているように思われる。つまり、無主物

の専有に対する努力の存在や効力についての検討があまり見受けられないのである¹⁴⁾。ただ、この点はノージックも言及はするものの、曖昧なままにしている箇所であることも指摘しておく¹⁵⁾。

無主物の専有において、専有に至る十分な努力の内容を定めること、すなわち何をもって専有の正当な手続きとするかを定めることはあまりに複雑過ぎる。このことはノージック自身の中心的主張である権原理論を構成する獲得の正義を提示する前提として、それらの複雑さから検討しないことを明言されている (Nozick [1974: 150=1994: 255])。しかし、正当な専有に対する努力の内容を定めることは難しくても、無主物を専有するという行為、専有するための努力がどのような効力を発揮しているのかについては検討の余地がある。

ロック的但し書きは、無主物の専有についてその専有が他者の立場を悪化させることを理由に不当なものと思ふものだが、これは、本来無主物として扱わなければならないものを専有してしまっていることが理由にあると思われる。つまり、他者の立場を悪化させた状態というのは、ある無主物を専有するための努力の内容は正当であっても、その努力が専有を正当なものとするには不十分なところがあり、そこに本来無主物として扱わなければならない点があるということだ。匡正が求められるのは、その点にかかわっている。ゆえに、この無主物を専有物へと変化させる、専有するための努力がどのような効力を発揮するのかについて検討は加えるべきであったように思われる。

特に左派リバタリアニズムの議論は、その効力の部分に関連する、専有という行為の意味と、無主物とはどのような特性を持つのかについて難点を抱えている。すなわち、それは、左派リバタリアニズムは天然資源に対して、専有するための努力無しに各人に所有する権利があると

してしまっている点である。それは、オーツカの平等主義的但し書きにおいても見られ、彼は専有を他の人が等しく手に入れられるよう残して行うよう求めているものの、実際は各人が専有のための努力を行うまでもなく、取り分を持っていることにも表れている (Otsuka [2003: 24])。それはあたかも、ノージックがロールズを批判するべく例示した天からのマンナのモデルのように、天然資源というマンナが平等主義的但し書きに同意することで各人に平等に降ってくるようでもある (Nozick [1974: 198=1994: 331])。すなわち、そのマンナ (の全体であれ一部であれ) がどのようにして生じたのかについての検討が不足しているのだ。天然資源を発見した者や、資源開発を行った者の専有に対する努力への考慮がなく、これは直観に反するよう思われる。以上をふまえると、天然資源を平等主義的ななんらかの形で所有することへの根本的疑問が生じる。

また、この専有するための努力への検討不足が最も目立つのは、死者の財産の取り扱いであり、左派リバタリアニズムは以下のように遺贈を認めていない。

例えば、左派リバタリアニズム的な解釈では、ロックの「十分かつ同程度の」但し書きは、各世代が死亡した際に、少なくとも自分が取得した資源と同程度の価値の資源を無主物状態に戻し、次の世代が少なくとも自分と同程度の価値のある非所有資源を取得する機会を得られるようにすること求めている。(Valleyntyne, Steiner, and Otsuka [2005: 214])

オーツカの「個人は世界資源の一生分の賃借権しか持っていないのだから、自分が向上させた世界資源は一生分の賃借権に過ぎないのである」という記述が示すように、左派リバタリアニズムにおいて専有は専有者が死ぬと終わるも

のと考えている (Otsuka [2003: 38])。けれども、死によって苦労して専有した専有物の正当性がなくなるというのは、われわれにとって受け入れがたいように思われる。なぜならば、例えばある個人が自身の死後のため、墓地となる土地を専有していた場合、その土地も死とともに再分配されるべきものになるからだ。

このように、左派リバタリアニズムにおいて専有に伴う努力がどのような効力を発揮するのかについての関心の少なさが、その議論の難点となっていることは明らかである。では、右派リバタリアニズムにおいて専有という行為はどのように扱われるのだろうか。次節ではそれを含めて再分配原理の発展可能性の検討を進めていく。

IV. 到達可能性アプローチと無主物の特性

IV.1. 到達可能性アプローチ

本節では、ノージックのようなロック的但し書きについての解釈を、到達可能性 (reachability) アプローチとして提示することが目的となる。そして、この到達可能性と深く関連するのが無主物の特性 (character of bona vacantia) と呼ぶべき概念であるとして指摘する。先に到達可能性アプローチと無主物の特性について簡単に説明を行うと、到達可能性アプローチとは専有物を、専有者以外が手に入れられた可能性 (到達可能性) が高まるほど、その専有はロック的但し書きに抵触して不当とみなされるというものだ。そして、無主物の特性とは、誰もがそれを手に入れるため努力しようと試みることができる状態を指し、あらゆる専有物に潜在しているものである。

この点に迫るためには、ノージック自身のロック的但し書きについての解釈ではなく、ノージック自身はどのような状況において適用されると考えていたのかを分析するべきだろう。な

ぜなら、先に述べた特許権の例のようにノージック自身ロック的但し書きの解釈と適用例には乖離が生じているためだ。ノージックはこの乖離について意識していなかったため、再分配的原理の拡張性を認識すること無く、ASU以降、自身の提示したリバタリアニズムについて修正の必要性を認めたのだと思われる。

以下にロック的但し書きが適用されると彼が考える状況の一例を挙げる。

一旦、誰かの所有がロック的但し書きに反することがわかると、その人が (もはや無条件に「自分の財産」と呼ぶことは難しいが) 何をするにしても、厳しい制限が設けられる。したがって、ある人が砂漠にある唯一の井戸を専有して、好きなように料金を請求することはできない。また、自分が井戸を所有しているにもかかわらず、不幸にもその井戸を除いて砂漠のすべての井戸が干上がってしまった場合にも、自分の好きなように水代を請求することはできない。この不幸な状況は、明らかに彼の過失ではないが、ロック的但し書きを作動させ、彼の財産権を制限する。同様に、ある地域にある唯一の島の所有者は、難破船からの漂流者を不法侵入者として自分の島から追い出すことを命令することはできないが、これはロック的但し書きに違反するためである。(Nozick [1974: 180=1994: 302])

これらの状況は複雑な要素によって構成されている。それは運の要素であったり、諸個人の努力の要素であったり、ロック的但し書きの対象となる領域であったりする¹⁶⁾。恐らく、より詳細に検討していけば様々な要素が現れるだろうが、これらの状況において重要なのは、ロック的但し書きによって再分配される対象となる諸個人の生じる過程である。再分配される対象となる諸個人らは、何者かによる専有の「後

の」存在なのだ。すなわちノージックにとってロック的但し書きは、専有者の次にその資源を求める可能性がある人々への配慮のために導入されていると言っても良い。

ノージック自身はその「後の」人々への配慮について、基本的に私有財産制によって解決されるとして、ロックの但し書きの背後にある「十分な量と同等の質の物が残されているべし」という趣旨を充足できたとした (Nozick [1974: 177=1994: 297])¹⁷⁾。

しかし、ノージックによって提示された他のロック的但し書きの適用例や思考実験を見ると、私有財産制度だけでなく別のものを「後の」人々への配慮として彼自身考えていたようにも思われる。特に未発見であった新しい有効な資源の専有や、特許権への時効設定に対する、以下に示すノージックによる少々長い記述は、両方の事例におけるロック的但し書き適用の基底線設定において何を重視していたのかを知る上で、重要な手がかりになる。

公の供給を全部奪う者と入手の容易な物資から〔その社会の〕全供給を生産する者との中間は、他の人々から奪うという形をとらないである物の全供給を専有するに至る者である。たとえば、ある者が、人の行かない場所で新しい物資を見つける。彼はそれがあある病気に効くことを発見して、その全供給を専有する。彼は他の人々の状況を悪化させてはいない。もし彼がその物資を偶然見つけなければ、誰もそれを見つかなかっただろうし、他の人々はその物資をもたないままの状態であったはずである。しかし時の経過につれて、他の者がそれを偶然発見したであろう可能性は高まる。この事実を基礎として、この物資に対する彼の所有権は、他の人々が基底線の立場以下にはならないように制限されるべきかも知れない。たとえば、その物資の遺贈が制

限されるべきかもしれない) 別の人が所有していたはずの物を奪うことによってその人の立場を悪化させる人というテーマは、特許権の事例に対しても啓発的であるかも知れない。発明者の特許権は、彼がいなければ存在しなかった対象物を他の人々から奪っているわけではない。しかし、特許権は、独立にこの物を発明する人々に対してはこの効果をもったであろう。それ故、これら独立の発明者達——独立の発明であることの挙証責任は彼らの側にあるかも知れない——は、(他人にそれを売ることも含めて) 思いのままに自分の発明を利用することを禁止されるべきではない。それだけではなく、既知の発明の発明者は、独立の発明が実際に行われる機会を、大幅に減少される。ある発明のことを知っている人達は、それをもう一度発明しようとは普通しないだろうし、ここでの独立発明の概念は、あまり輝かしいものではないからである。それでも我々は、もとの発明がなければ、いつか後で誰か別の者がそれをもって現れたかも知れないと仮定してもよいだろう。このことは、発明を知らずに独立の発明を行うために要したであろう時間を推定する大雑把な経験則として、特許権にタイム・リミットを加えるべきことを示唆している。(Nozick [1974: 181-182=1994: 304-305])

この記述において、ノージックによって提示されているのは、明らかに破滅的な状況におけるロック的但し書きの適用事例ではない。この事例は、破滅的ではない天然資源の専有と人為的な生産物に対するの専有についてのものである。

そして重要なのは、天然資源と特許権、両方の事例において、基底線の設定条件として何者かによる専有の「後の」誰かがそれを専有することになっていた可能性を重視している点であ

る。すなわち、その専有が、ロック的但し書きに基づいて他者の立場を悪化させる不当な状態としてみなすことになる基底線に抵触する条件を、現在専有している者以外（「後の」専有可能性がある人々）がそれを専有しうる可能性、「到達可能性」の高まった場合であるとしているのだ。この到達可能性というのは、ノージックの事例から見ても専有物において「無主物の特性」とも呼べるものが高まり、専有物が無主物であるべき物へと近づくことによって高まるものと言える¹⁸。つまり、正当に専有された専有物であっても、無主物の特性が高まることによって、本来無主物であるべきものを不当に専有していることになるということである。

まず無主物とは誰もが手に入れようと試みることができる状態を有している物であり、無主物の特性はその状態を指す。この無主物の特性を考慮すると、専有は無主物に対してなんらかの適切な量の努力（基本的には労働の投入）に基づいて保障されるものであるため、その努力の作用は無主物の特性、誰もがそれを手に入れようと試みることができる性質を抑えるためのものであると考えられる。故に、専有は無主物の特性を抑えられている限り正当なものとなされ、抑えられなくなった場合には不当なものとして見做されるべきなのである。つまり本質的に誰もが手に入れようと試みることができる無主物に（全体であれ部分的であれ）なっているにもかかわらず、それを専有していることが、ロック的但し書きに抵触するとみるべきなのだ。また、ここで適切な努力がもたらす効力にみられる特定の作用が、無主物の特性を「抑える」としているのは、その作用によって無主物が専有物に切り替わるように変化するというよりも、ノージックも「後の」誰かによる専有可能性が高まることによってその専有が不当となる場合があるとしているように、作用が弱くなると無主物の特性が高まっていき無主物となっていく

と捉える方が自然であるからだ。

この無主物の特性を抑えきれないほどの状態の物、すなわち到達可能性が生じている物を専有することが、基底線に触れた状態と言える。このように無主物の特性と、到達可能性に着目してロック的但し書きを解釈することを、「到達可能性アプローチ」と呼びたい。

では、無主物の特性が高くなる（到達可能性が高くなる傾向にある）のは、どのような要素によるものだろうか。おそらく、それは大きく分ければ三つになると思われる。第一に、先に示したノージックの事例にあるように「時間」である。ある無主物を専有物としても、時間が経つほどに最初の専有者以外の誰かによって専有されていた可能性は高まることになる。二つ目に挙げられるのは、「必需性」であり、誰もが求める物であるから専有される可能性は高くなると考えられるし、砂漠で唯一の井戸の専有を不当と見る事例や、専有されている島に流れてきた漂流者を受け入れないことを不当とみる事例にも必需性の考慮は見受けられる（Nozick [1974: 180]）。三つ目は「希少性」であり、希少な物ほど無主物の特性が高くなりやすいことを示している。これは必需性とは違って、あくまで数的な性質を示すものである。たとえ多くの諸個人に必要とされていないものであっても、数的に少数ない場合は無主物の特性が高まることとなる。

時間、必需性、希少性これら三つの要素によって、無主物の特性が高くなりやすいかどうか設定される。ただし、これらの要素は単独で考慮することはできず、なおかつ実際の文脈によって大きく変わることは強調しておく。たとえば、ある無主物を専有した時点で、それが世界に一つしかないものの極めて必需性に乏しい場合は、到達可能性は発生したとしても非常に低いものになるだろう。

次節では、このアプローチに基づく右派リバ

タリアニズムの再分配的原理がどのようなものになるのかを提示する。

IV.2. 右派リバタリアニズムの再分配的原理

本節の目的は、右派リバタリアニズムにおける到達可能性アプローチによる再分配的原理がどのようなものになるのかを提示するものとなる。

最初に、到達可能性を考慮せねばならなくなる、つまり無主物の特性を持つ物は、天然資源にだけに止まらない点も指摘しておく。既に述べているように、ノージックは特許という人為的に生産された専有物についてもロック的但し書きの適用を考えており、右派リバタリアニズムのロック的但し書きは、左派リバタリアニズムのような天然資源に対する適用だけに止まらない可能性がある。また、この広範にわたる専有物に対する右派リバタリアニズムにおけるロック的但し書き適用の可能性は、既に無主物状態にある物がない状況においても、問題なく用いることができるために非常に柔軟性の高い実践的な再分配的原理となっているように思われる。なぜなら専有物から無主物の特性が消失することはなく、天然資源から作り出した人工物においてもそれは同じだからだ。

同時に、この到達可能性が生じた場合、実際に不当な専有としてどのような具体的な対応を行うべきなのかについて、本稿では導出し得ないということも認めざるをえない。ほんの少しでも無主物の特性が専有物に表れたのならばロック的但し書きの侵害とみなすということは正当である。そして、より厳密に言えば正当な専有というのは、その無主物（や生産物）に対して専有するだけの適切な努力が投じられた瞬間に成立し、その後専有者が何らかの専有のための努力を行っていても、時間という避けようのない要因によって無主物の特性は高まっていくものだ（但し無主物の特性が高くなることと、

到達可能性が生じることは別である）。そして、専有のための努力をせず（あるいは不足させ）、到達可能性を生じさせて不当な専有となった状態を解消するためには、その専有を止めるか、不当な状態が高まるにつれて賠償を支払うことが必要になるだろう。しかし前者の対応、専有を止める（止めさせる）ことは、完全に無主物として扱われるべき状態を除いて、投入された努力の作用分を考慮せねばならない。なぜなら、完全に無主物状態でない限り、専有物には専有者によって投じられた専有のための努力が投じられており、その点は正当な専有の根拠として考慮されてしかるべきだからだ。それゆえ、基本的には不当な専有状態に対しては、後者の賠償による対応となるだろう。つまり、上で導出し得ないと述べたのは、この賠償の支払い額の基準、算出方法、そして支払いの機会（タイミング）などについてである¹⁹。

このように、ロック的但し書きに対する右派リバタリアニズムの到達可能性アプローチにおいて、基本的にあらゆる専有物は不当な専有状態へと向かう傾向があるために、専有の努力がもたらす効力にみられる特定の作用が無主物の特性を抑えることができなければ、ロック的但し書きに抵触するために賠償する必要がある。そのため、到達可能性アプローチによる再分配的原理に基づいた制度によって行われる再分配を考慮する際の対象物は、左派リバタリアニズムよりも広範に行われるだろう。なぜならば、最初に述べたように、天然資源だけでなく、そこから作られた人工物についても再分配の対象となるため、ある専有物を手に入れることができる可能性を持つ諸個人全てが、賠償（の必要性が生じた場合にそれ）を受けることになるからだ。つまり、貧富や障害者か健常者かといった諸個人の状態を問わず、あらゆる諸個人が再分配によって賠償を受ける可能性がある。

しかし、適用される範囲に対して、基本的に

再分配の程度は緩やかなものになると思われる。なぜなら到達可能性が高い物（無主物に近い物）ほど専有していることが不当になるという事は、到達可能性が高いにも関わらずそれを専有することができていない諸個人への賠償を必要とするものでもあるからだ。例えば一般に必需性の極めて高い、衣類や食事、住居といった生存に関わるものは、到達可能性が高くなりやすく、それらを手に入れられない人々に対しては、所持している人々からの賠償という形で再分配が為されるべきとなる。到達可能性アプローチはそれに加えて、奢侈品のような希少性の高いものを所持している人々からも、それを所持して居ない人々に対する賠償として再分配が為されるべきとなるだろう。一方で、その奢侈品についても必需性は考慮されるため、必需性に欠けるものでない限りは、大きな負担を求められるものにはならない。重要なのは、到達可能性アプローチは時間を考慮することから、専有し続けることに対して賠償が求められるという点である。これにより、より多くの物を専有し続けるほど、継続してより多くの賠償を必要とされるという形で再分配を行うことが要請されるのだ。

このように、再分配的原理への到達可能性アプローチは、基本的に誰もが手に入れやすいものを所持している者から、それを手に入れることができない者への賠償という形になり、多数の諸個人から少数の諸個人への賠償という形になるだけでなく、奢侈品を持つ者から持たない者への賠償という形をとるため直観適合的でも

ある。加えて、専有し続けることの不当性を組み込むことで、寡占や独占といった状態を発生しにくくするだろう。

このように到達可能性アプローチによる右派リバタリアニズムの再分配的原理は、左派リバタリアニズムよりも広い範囲を再分配の対象とするだけでなく、貧富の差や身体的状態の差に関係なく賠償を受け取ることになる点で、人道的配慮をカバーする構想として提示できたように思われる。

V. 結論と展望

本稿ではこれまで論じてきたように、右派リバタリアニズムの再分配的原理としてロック的但し書きに対する到達可能性アプローチを提示した。これによって、右派リバタリアニズムの再分配的原理の適用範囲は、左派リバタリアニズムよりも広がる可能性があり、より直観的な再分配となりうる展望を示すことはできたと思われる。

このことが、人道的配慮を直接考慮した再分配的制度と等しい効力を持つ再分配的制度であることを示しているとは明確には言えないものの、それでも元来指摘され続けてきた右派リバタリアニズムの再分配的原理の対象の狭さへの応答としては充分なものになったとは思われる。もっとも右派リバタリアニズムは本稿で取り組んだ再分配制度原理以外にも多数の重要な概念から成り立っており、それらについては今後の課題とし、本稿を終えることにする。

註

1. 本稿において、再分配という言葉に対して括弧付けている箇所は、国家による再分配と見做しうる行為（あるいは制度）全般を指すものとする。
2. 森村進の分類によれば、ノージックの議論は自然権論的最小国家論とされる（森村[2001: 23]）。後に取り上げる、自然権論を採用する左派リバタリアニズムについて、リバタリアニズムに分類することを森村[2005]

は否定しているものの、本稿では強固な自己所有権とそこから導出される自由を重視した議論という点ではリバタリアニズムに分類しうるものとして扱う。

3. ロック的但し書き以外には、賠償原理と呼ばれる再分配的原理が存在している。この賠償原理についての検討は少ないものの、マックから賠償原理の重要な概念でもある非生産性について、「彼のリバタリアニズムの完全性を維持するためには、この概念(非生産性)の使用を断念しなければならない」と批判されている(Mack [1981: 170])。
4. PPEに関連してブレナンも取り上げている、非理想的非理論という概念はマイケル・ヒューマーによって説明されており、ロールズの理想理論と非理想理論に対して、第三のアプローチとして提示されている(Brennan [2018])。その内容は以下に示す。

非理想的非理論では、完璧な社会を記述しようとするのではなく、実際にどのような政策や制度が採用されるべきかを述べようとするのである。これらの政策や制度がユートピアをもたらすと主張する必要はなく、利用可能な代替案よりも優れていると主張するだけだ(これが「非理想」の部分である)。そして、正義の原理やその他の社会的価値に関する一般的で抽象的な説明に訴えるのではなく、特定のケースに関する直観に訴えるのである(これが「非理論」部分である)。(Huemer [2016: 231])

5. ノージックはASU以降、最終的にリバタリアニズムの立場を破棄したとも言われる。しかし、実際にはジュリアン・サンチェスによるインタビューにおいて「私が『The Examined Life』で本当に言いたかったのは、私はもう以前のようなハードコアなリバタリアンではない、ということだ。しかし、私がリバタリアニズムから逸脱した(あるいは背教した!)という噂は、かなり誇張されていたのです」と言明している(Sanchez [2001])。但しASU以降、具体的にノージック自身によるリバタリアニズムに関する体系的に検討した議論は見受けられず、『Invariances』において論じられているような、断片的なものばかりである点には注意すべきだろう(Nozick [2001: 259-267])。
6. この公的な政治的関心における象徴性については、右派リバタリアニズムの「再分配」への態度に起因する問題に含むものかは本稿で踏み込むことは難しく、今後の課題としたい。この問題は、おそらく右派リバタリアニズムの社会や集団についての検討不足に起因すると思われるためである。
7. 新古典的自由主義はリバタリアニズムの核となっていた自己所有権に重きを置かないためロック的但し書きなどを採用せず、社会の構成員の利益を重視するという社会正義が重視されている(Brennan [2012: 129])。また、左派リバタリアニズムは自己所有権を不可侵なものとしては見ていない(Valleyntyne, Steiner, and Otsuka [2005])。
8. このように再分配的原理の必要性(あるいは必然性)を認めていることは、ノージックと同様に自由市場の有用性を強調するものの再分配的原理そのものを認めないマリー・ロスバードのような立場との大きな相違点でもある(Rothbard [1998])。
9. 気候正義については井上彰やキャラ・ナイン、ヴァス・ヴァン・デア・ヴォッセンといった論者からの、排出権や気候難民に対する土地分配といった環境保護やそれに起因する課題に対する論考がある(Inoue [2023], Nine [2010], Van der Vossen [2021])。また、基底線については、ロバート・エリオットやジョシュ・ミルバーンによる論考があり、彼らの基底線解釈に本稿では直接触れないものの、基底線の設定が重要な議論であることを認識させるものである(Eliot [1986], Milburn [2016])。

10. ノージックは、ジョン・ロックの所有物を腐敗させたり破壊したりしてはならないとする条件というもう一つの但し書きについては考慮しておらず、これについて説明はなされていない (Locke [1988: 290=2010: 329-330])。しかしこれは、特に本質的に無形の財産である著作などに対して、不都合を生じさせる可能性が高いためだろう。例えば出版された著作という情報財（ここで紙の質や装丁の豪華さなど物質の価値はおいとく）について、これには破壊や腐敗という概念を適用させることができるのだろうか。本稿で検討する再分配的原理ならば、本質的に無形の財産などに対してもより適切に対応できる可能性はあるものの、財産そのものの定義について取り組むことは本稿の目的から外れるため、言及するに留めておく。
11. マックは自己所有権但し書きについて以下のように提示している。

但し書きの根底にある考え方は以下の通りである。人の自分に対する権利には、その人の才能とエネルギーに対する権利も含まれる。才能とエネルギーは少なくとも大部分が「世界相互作用力」であり、すなわち、自分の目的に沿って人の外の環境に影響を与える能力である。しかし、このような世界対話的な力は、本質的に関係的なものである。そのような力によって影響を受けることのできる個人外の環境が存在することが、その存在の本質的な要素である。このような理由から、行為者の持つ正しい世界相互作用力は、非侵襲的な手段によっても、侵襲的な手段によっても否定されうるのである。(Mack [1995: 186])

12. 実際、左派リバタリアニズムの論客の1人であるスタイナーは「正義とは、私の見解では、そして他の多くの現在の学説の見解では、人が、その貧困のうち自己に起因しないすべての要素または割合について補償されること、そしてその要素または割合のみ補償されることを要求するものである」と述べている (Steiner [2011: 329])。
13. ヴァレンタイン、スタイナー、オーツからは、バーバラ・フリードからの批判に応答する中で以下のように左派リバタリアニズムの主張を提示している。

左派リバタリアニズムの第二の中核的主張は、天然資源は何らかの平等主義的な方法ですべての人に所有される、というものである。天然資源とは、道徳的な地位を持たず（例えば、感覚を持たない）、神でない存在によって変容されていないものである。したがって、土地、海、空気、鉱物など、元の状態（人間が手を加えていない状態）のものは天然資源であり、椅子、建物、農地のために切り開かれた土地などは天然資源ではない。(Valentyne, Steiner, and Otsuka [2005: 202])

14. 殆どの場合適切な専有に対する努力の内容は、対象の価値上昇や維持を意図した労働投入であると思われる。しかしそれだけに留まらない可能性は高いと考えたため、このような曖昧な表現を用いた。
15. ノージックはロック的な原始取得論の検討を行うものの、なぜ専有が成立するのかについては曖昧なままにしている (Nozick [1974: 174-178=1994: 292-299])。
16. ノージックは砂漠の井戸の状況について、もし残った井戸の持ち主がそれを維持するために努力していた場合はロック的但し書きが適用されるかどうかは変わるとしている (Nozick [1974: 180=1994: 302-303])。
17. フリードはかなり手厳しくノージックの財産権について批判しており、ノージックを含めて「困難な状況に陥ると、権利論者は功利主義に走る傾向があるということである」と述べている (Fried [2011: 233])。フリードはノージックによるロック的但し書きについて、他の者の同意無しにコモンズから獲得できるように

することの動機は、コモンズから私的所有を認めることで得られる膨大な功利的利益のためだと述べているものの、ミルバーンも指摘しているとおりノージックの但し書きにおける関心は、私的所有によって他の者の立場が悪くなるのかどうかであるため不適切のように思われる (Fried [2011: 233], Milburn [2016])。

18. ここで「無主物に近づく」としたが、後に言及するように時間が経つことによっても到達可能性が高くなることから、専有物は無主物に戻っていく傾向にあると言っても良いだろう。
19. 専有時に、将来の不当状態を見越して賠償を先に支払うのか、実際に不当状態に陥ってから賠償を支払うのか、あるいはその両方を考慮するのか、といったもの。事前の賠償、事後の賠償、継続的な賠償、賠償の規模や方法等、不当な専有に対する適切な賠償の検討に伴う諸課題は重要ではあるものの、今後の課題としたい。

文献

- Brennan, Jason (2012) *Libertarianism: What everyone needs to know*. New York: Oxford University Press.
- (2018) “Libertarianism after Nozick,” *Philosophy Compass*, 13(2): e12485.
- Cohen, Gerald A. (1995) *Self-Ownership, Freedom, and Equality*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Elliot, Robert (1986) “Future Generations, Locke's Proviso and Libertarian Justice,” *Journal of Applied Philosophy*, 3(2): 217-227.
- Fried, Barbara H. (2011) “Does Nozick have a theory of property rights?,” in Ralf M. Bader and John Meadowcroft (eds.), *THE CAMBRIDGE COMPANION TO NOZICK'S ANARCHY, STATE AND UTOPIA*, New York: Cambridge University Press, 230-252.
- Huemer, Michael (2016) “Confessions of a Utopophobe,” *Social Philosophy and Policy*, 33(1-2): 214-234.
- Inoue, Akira (2023) “A Lockean Theory of Climate Justice for Food Security,” *The Journal of Ethics*, 27(2): 151-172.
- 井上彰 (2017) 『正義・平等・自由 - 平等主義的正義論の新たなる展開』 岩波書店。
- Locke, John (1988) *Two Treatises of Government*, 2nd edition, in Peter Laslett (ed.), Cambridge: Cambridge University Press. =(2010) 加藤節(訳) 『完訳統治二論』 岩波書店。
- Mack, Eric (1981) “Nozick on unproductivity: the unintended consequences,” in Jeffrey Paul(ed.) *Reading Nozick: Essays on Anarchy, State, and Utopia*, New Jersey: Rowman & Littlefield Pub Inc: 169-190.
- (1995) “The self-ownership proviso: a new and improved Lockean proviso,” *Social Philosophy and Policy*, 12(1): 186-218.
- Milburn, Josh (2016) “The demandingness of Nozick's 'Lockean' proviso,” *European Journal of Political Theory*, 15(3): 276-292.
- 森村進 (2001) 『自由はどこまで可能か：リバタリアニズム入門』 講談社現代新書。
- 森村進 (2005) 『リバタリアニズム読本』 勁草書房。
- Nine, Cara (2010) “Ecological refugees, states borders, and the Lockean proviso.” *Journal of Applied Philosophy*, 27(4): 359-375.
- Nozick, Robert (1974) *Anarchy, State, and Utopia*, New York: Basic Books. =(1994) 嶋津格(訳) 『アナーキー・国家・ユートピア』 木鐸社。

- (1989) *Examined life: Philosophical meditations*, New York: Simon and Schuster.
- (2001) *Invariances: The structure of the objective world*, Cambridge: Harvard University Press.
- Otsuka, Michael (2003) *Libertarianism without inequality*, Oxford: Oxford University Press.
- Rawls, John (1971) *A Theory of Justice*, Cambridge: Harvard university press.
- Rothbard, Murray N. (1998) *The Ethics of Liberty*, New York: New York University Press.
- Sanchez, Julian (2001) "An Interview with Robert Nozick (July 26, 2001)," Julian Sanchez, <http://www.juliansanchez.com/an-interview-with-robert-nozick-july-26-2001/> 2023年6月21日DL.
- Steiner, Hillel (1994) *An Essay on Rights*, Oxford: Blackwell.
- (2011) "The global fund: A reply to Casal," *Journal of Moral Philosophy*, 8(3): 328-334.
- Vallentyne, Peter (2007) "Libertarianism and the State," *Social Philosophy and Policy*, 24(1): 187-205.
- Vallentyne, Peter. Steiner, Hillel. and Otsuka, Michael (2005) "Why left-libertarianism is not incoherent, indeterminate, or irrelevant: A reply to Fried," *Philosophy & Public Affairs*, 33(2): 201-215.
- van der Vossen, Bas (2021) "Property, the environment, and the Lockean Proviso," *Economics & Philosophy*, 37(3): 395-412.
- Wündisch, Joachim (2013) "Nozick's Proviso: Misunderstood and Misappropriated," *Rationality, Markets and Morals*, 4: 205-220.

初期高島政治学における行動主義政治理論の探究

——「市民政治学」の出自をめぐる——

田中駿介

1. 序論

本論は、政治学者・高島通敏(1933～2004年)が、1960年の日米安保条約改定反対闘争(以後、六〇年安保)以後の社会運動を踏まえて提唱した「市民政治学」という新たな政治学概念が、どのような政治学上の文脈で提起され、展開されていったのかを検討するための足がかりとして、時代を遡り、1950年代に高島が取り組んだ米国政治理論に対する視座を再検討することを通じて、新たな政治学像を高島が希求した過程を明らかにする。この検討を通じて、初期高島政治学¹の理論的射程を解明し、さらにはこれまで必ずしも明確に位置付けられてこなかった日本の戦後政治学における「高島政治学」の位置づけについて考察することが本論の目的である。

当今の研究において「高島政治学」として想定されるものは、もっぱら「市民政治学」ないし「市民の政治学」だろう。六〇年安保以降、1960年代後半に至るまでいわゆる三派全学連の結成やそれに続く全共闘運動など学生運動の高揚がみられたり、ベトナム反戦運動に広範な市民が結集したりするなど、人々が直接的な政治行動を志向する動きが加速していった。高島自身も六〇年安保で登場した反戦市民運動「声なき声の会」や、ベトナム戦争反対を訴える社会運動である「ベトナムに平和を！市民連合」(以下、ベ平連)において中心的な役割を果たすに至る。そうした過程において高島は、安保闘争の精神史から、運動内部の権力構造をめぐる

議論にいたるまで、社会運動に内在した課題に取り組んでいった。これらの学術と社会運動を架橋しようとした高島の論考は、のちに「市民政治学」を構成するものであった。

こうした高島の関心は、単に1960年代に社会運動が高揚した状況を反映しただけにすぎないと見る向きもあるかもしれない。むしろ、「市民政治学」の射程は、バリケードの中の学生たちの日常性から、三里塚の新空港建設における立ち退きを迫られた当事者と社会運動の担い手とを分断させていく政府の手法の分析にいたるまで、現実の社会運動に根差したものであった。

しかしこれまで「市民の政治学」が議論の対象とした社会運動と政治学との関わりは、必ずしもこれまで大きく注目されることはなかった。しばしば歴史の教科書においてすら「黙殺」されてきたという指摘がある(張[2015])。また、1970年代以降全共闘運動が「内ゲバ」化したり「過激」化したりするなかで、直接行動を伴う社会変革への意識が下火となったという見方が、昨今、マスメディア等で盛んに展開されている²。しかし、その通則的把握とは異なり、六〇年安保や、1968年の全世界的な大衆蜂起を契機とした「世界システムの革命」(ウォーラーステイン)を発端とした社会運動は、一方で消失と見えながら、その根底において、反公害、脱植民地主義や、ウーマン・リブ、障「害」者、マイノリティなどの生存などのめぐる諸課題を「発見」し、その根本的解決に取り組むに至った。確かに1970年代後半以降、六〇年安保に前後し

て生まれた新左翼諸党派の影響力は低下したが、個別課題を解決するための市民の営みはむしろ盛んになっていったともいえる。こうした市民運動の存在は、資本主義体制や、強権的国家支配への対抗手段として機能した。その過程は、いわば、市民運動が、政治学上の重要なアクターとして機能する過程でもあった。

こうした見解に基づくと、のちに「市民政治学」を構成することになる論考の多くは時局的なものを扱いながら、単なる時事評論の域を超えて、戦後日本政治学に影響力を及ぼすものであったのではないだろうか。たしかに、「市民政治学」を端緒として高島政治学を捉える先行研究は多数散見される。しかし、「市民政治学」を構成する論考が、その性格ゆえ学術論文という体裁よりも、新聞や論壇誌への寄稿や集会での発言という形態が多かったという事情もあり、その着想がいかなる思想的系譜の上に存在し、いかなる理論的把握が見出せるのかについては、これまで十分に検討されてこなかった。

周知のとおり、高島は現代政治理論や政治思想史の研究においても多大な実績を残している。その中心となるのは、1965年から1967年にかけてイェール大学の客員研究員として渡米した際に師事したロバート・A・ダール(1915～2014年)の政治学の受容を踏まえた政治理論と、当時最新鋭であったコンピューターを駆使した計量政治分析である³。加えて、高島は著書『地方の王国』(1986)に代表される地方自治論や、保守勢力の権力の源泉に迫る研究や平和研究でも知られている。また、最初期には「転向」に関する思想研究にも取り組んでいた。

このような表層的には必ずしも連関性を持っていないように見える個別研究課題の下には、いかなる有機的な繋がりが存在していたのか。また、こうした政治学研究における具体的な論理展開は、いかなる形で「市民政治学」として結実していったのか。またそれは戦後日本政治

学にいかなる影響を及ぼしたのか。

これらの問いに応答するべく、本論においては、高島通敏のバイオグラフィーについて触れつつ、丸山眞男をはじめとする高島より年長の政治学者がいかにして米国の政治学の「輸入」を志したのかについても検討しつつ、ラスウェルの行動主義を分析した高島の助手論文における読解とその特質を検討する。さらに、70年代後半以降、高島よりも年少の世代のリヴァイアサングループを中心とする政治学者が行動主義的方法論を取り組むに至る中、高島は行動主義的方法論を中核に据える理論構築を避けていった思想的背景の所在、あるいはそこに「市民政治学」的方法論の萌芽が垣間見られるのかといった問題についても論を進めていく。

II. 高島通敏のバイオグラフィー

本節では、政治学者・高島通敏のバイオグラフィーについて簡単に触れる。1933年、高島は東京府(当時)で生まれ、戦時中は長野県に疎開した。1952年に東京大学に入学すると、学部在学中に丸山眞男を訪ねて「政治理論と現実の政治分析」の研究で弟子入りを志願したが、日本政治思想史専攻以外は受け入れられないという理由で断られ、以降、堀豊彦を指導教官とすることになった。京極純一(京極は当時法学部ではなく教養学部にも所属していた)の影響もおそらくあり、「政治理論と現実の政治分析」の分野を選択した(都築[2009])。1961年に立教大学法学部の教員になると、1999年の定年まで同大学に勤めた。1965年から1967年にかけてイェール大学に客員研究員として赴任し、ダールに師事したのち、計量政治学の専門家として選挙分析などに計量的手法を取り入れた。

高島は政治学者でありつつ同時に、市民運動の現場や論壇でも多大な活躍を果たした。思想の科学研究会で事務局長を務めたほか、1960年安保闘争に際して小林トミと共に、声なき声の

会を結成し、初期には事務局長を務めた。また、ベ平連でも中心的な役割を担った。全国紙・地方紙をはじめ、『世界』や『思想』はもちろん『エコノミスト』『潮』『婦人の友』『地方自治職員研修』など数多くの専門誌や一般誌に寄稿していた。

岩波書店からは全5巻からなる『高島通敏集』が刊行されている。その編集を務めた栗原彬・五十嵐暁郎の両氏は、巻頭言に、高島の業績を端的に「政治の科学的な分析を可能にした計量政治学、政治の現場を踏査するフィールド・ワーク、市民自治の理念を柱とする政治思想、市民運動および市民活動の実践の間を架橋するスケールの大きな先端的な学問」と評している(五十嵐他[2009])。

さて、序論で述べたように、高島は政治学を社会運動に内在したのものとして新たに位置付けるべく、「市民政治学」ないし「市民の政治学」という新たな概念を提唱した。これまでの高島の政治思想に関する研究においては、もっぱら「市民政治学」をめぐる思想と行動が中心であり、日本戦後政治学に位置付け直す試みは、田口富久治[2001]や、同僚・弟子筋の研究者による諸研究を除いてほぼなされておらず、高島が関わった社会運動の実践についてのみ言及されることが中心である。もっとも田口は、同書で高島通敏、藤田省三、松下圭一の三者による議論を「戦後政治学の新展開」と評しつつも、各者の論理展開を総合的に描いたものにとどまっておらず、俯瞰的にその議論の位置付けを行っているとは言いがたい。

市川ひろみ[2015: 22-23]は「『市民政治学』——高島通敏の平和研究——」の中で、「政治学は支配者や指導者のために仕えるものではなく、統治者と被統治の分別をいかにして「究極的に廃絶するか」という展望の下に必要な知識や技術を構想し分析を進め」ていくものこそが「市民政治学」の本旨であったと指摘している。

また、伊藤洋典[2013: 99]は、高島における「政治」の意味について「ふつうの市民の日常生活の中からいかにして権力から自立した関係を作り出していけるか」を追究する営みであり、従来の「政治」の定義とは異なる新たな意味を見出した。立教大学法学部在籍中に高島に師事した越智敏夫[2016: 75-88]も同様に、高島の政治学の方法論は「日常のなかに政治を発見する」というものに集約されると論じて、埴谷雄高がかつて井上光晴のことを形容した言葉であるとともに、井上を主人公にした原一男によるドキュメンタリー映画『全身小説家』(1994年)になぞらえて、高島を「全身政治学者」と形容した。一方で、高島が「市民政治学」という概念を形成する以前の高島政治学の理論的展開に遡りつつ、「市民政治学」の着想が一体どこにあるのかについて検討されることは、これまでの先行研究ではほとんど取り組まれてこなかった。本論においては、「市民政治学」の出自を明らかにすることを主題とするため、先行研究が希薄な初期高島の思想を探究していく。

III. 出発点としての丸山政治学

本節では、高島の初期の政治思想を本格的に分析するのに先立って、その思想形成に影響を与えた丸山眞男、マルクスの思想について、高島がいかに受容したのかについて検討する。「高島政治学」の出発点は、のちに取り組むことになる計量分析というより、むしろ、「丸山政治学」との格闘や、西洋社会思想の受容をめぐる議論に見出せる。

III.1. 「丸山政治学」とアメリカ政治学の距離

1947年に「科学としての政治学」を発表した丸山は、近代における政治的なるものの精神史の研究にかかわって、現実政治と相対する「現実科学」を研究の中心に据えることの意義を宣言した。さらに、丸山[1952]は、「科学としての

政治学」「科学としての政治学」において抽象化されていた「現実科学」を具現化させ、戦後政治学の新たなパラダイムの地平を切り拓いていく。もともと同書は、郵政省が企画した「教養の書」シリーズの第19刷として刊行されたもので、郵政省での職員研修の講義録であった。これを単行本として構成し刊行したものの、のちに丸山はこれを絶版にさせた。いわば「幻の書物」であった。

学生時代の高島は、この『政治の世界』に魅せられた。高島は晩年、『丸山眞男集』の月報に「先輩から、すでに絶版になっているこの『政治の世界』という小冊子があることを聞き、手をまわしてようやくの思いで入手し、懸命にノートをとりながら読んだ」と述懐している。本論の主題であるように、「転向」論と、米国政治理論に取り組んでいた高島にとって、この『政治の世界』は、極めて注目に値する論文だったのである。

同論文の前半において、丸山は、ラスウェルらの米国政治理論の研究と、マルクスの「自己増殖をなす運動体」としての資本の規定を踏まえて、「政治状況の循環モデル」を提示した。具体的には次の通りである。まず、丸山は政治の世界を「権力を媒介とする紛争解決過程」として定義する。その上で、紛争を「権力、財貨、尊敬、名誉といった社会的価値の獲得維持増大をめぐる」って起こるものと定義している。高島が指摘するように、紛争をめぐる定義は、ラスウェルに倣ったものである。その上で、紛争を解決するためには「解決過程」の導入が、さらに「解決過程」の導入には、「権力」の介入が必要になるという関係性を示した。その上で、「説得」や「討議」ではなく、権力を前提とした紛争解決がおこなわれるほど、状況は「政治的」になると議論を展開させたのである(表1)。

〈表1〉「政治的状況の循環形式」

C-S

C-P-S (C-P-Sという過程はますます権力自体を目標として進行)

P-C-S-P' (P<P') C:紛争 S:解決 P:権力

「政治の世界」『丸山眞男集 5』140頁より作成

この図式は、明らかにMarx [1862]における、資本の一般定式を念頭に置いているであろう。すなわち、本来、商品流通は、商品-資本-商品(W-G-W)という形態をとっていた。つまり、資本は、等価の商品を交換するための媒介として存在するものであった。しかし、資本主義経済のもとでの商品や貨幣の流通においては、資本-商品-資本(G-W-G)という形態をとる。この運動が意味を持つためには、資本の増殖が必要となる。W-G-WからG-W-Gへの移行とは、使用価値を目的とした流通形態から、交換価値を自己目的とした流通形態への転換を意味する。こうして、資本は、資本家の獲得する剰余価値(=労働者の被る搾取)を獲得し、増殖する性質を持つのである。すなわち、資本主義においては、資本は単に商品-資本を媒介する存在としてではなく、「自己増殖をなす運動体」として機能するのである。その結果、資本それ自体が目的化し(資本の自己目的化)、また物神化(フェティシズム)してしまう。

このマルクスのモデルにおける「商品」を「紛争」に、「資本」を「権力」にそれぞれ置き換えれば、丸山の「政治状況の循環モデル」が導ける。改めて、「政治状況の循環モデル」の内容を見てみよう。本来、政治状況とは暴力を前提としてする営為ではなく、むしろ、それを回避するための手段である。すなわち、紛争-解決すなわちC-Sと表すことができる。

しかし、政治の世界を「権力を媒介とする紛争解決過程」を定義する本モデルにおいては、容易にその手段は、それ自体が目的へと転化して

しまうのである。このモデルにおいては、ラスウェルに倣って「政治的解決」は、相手に対する何らかの制裁力を背景として、戦争など実力行使の威嚇によってなされる解決と定義される。また、国家では紛争を最終的に解決する力を「主権」と呼ぶ。政治権力Pが、紛争解決の媒介になる構図は紛争-権力-解決、すなわちC-P-Sとなる。このように、権力それ自体が、権力を増強するために権力を求める運動がはじまる。権力自体の獲得、維持そして増大のために紛争が起き、その紛争を媒介として権力がより肥大化してゆく図式は、P-C-S-P'(P<P')となる。その過程において、権力をめぐる問題は、何らかの目的を遂行するために権力を保持するといった「使用価値」的な問題から、勢力均衡をめぐる他者／他国より比較して優位に立つのかという「交換価値」をめぐる問題へと転化していく。まさに、丸山の「政治状況の循環モデル」における権力論は、「自己増殖をなす運動体」としての資本という『資本論』におけるモデルを応用したものであり、権力も資本と同様に、それ自体を目的とした増殖運動を不断に行う「物神」として存在していることが、丸山のモデルからは説明できるのである。

もっとも、『政治の世界』における丸山の問題意識は、現代政治においていかなる形で権力が集中し、独裁や全体主義が成立していくのかの過程を説明する上で、「もはや権力集中や独裁・全体主義の成立は必然のことであるから、いかにして権力の増強を阻止するのかを考える必要がある」というものであった。『政治の世界』の後半においては、「民間の自主的な組織」、すなわち中間団体による政治的討議の場が広がることが重要であると結ばれており、これはのちの「丸山政治学」における位相と基本的な立場は同一である。しかし、政治権力というテーマを重要な課題として掲げながらももっぱら政治思想史、精神史を中心に理論構築をする丸山

にとって、権力論を中心にその政治力学をモデル化する方法論は、のちの『政治権力の諸問題』(丸山 [1957→1995: 337-360])以降、ほとんど断念されたという状況であった。

III.2. 丸山眞男と高島通敏——『政治の世界』をめぐって

『政治の世界』を読んだ若き日の高島は、後半の結論部分というより、むしろ、この「政治的状況の循環形式」に惹きつけられたと、後年に述懐している。具体的には、以下の通りである。

先生(引用者注・丸山)が「科学としての政治学」の訴えのなかでいわれていたことは、こういう意味での科学的な政治学理論の確立ということだったのかと、学生の私は目を見開かされる思いだった。あたかもマルクスが社会科学の樹立を志して、まず原理論としての商品の運動法則を打ち立て、そこから資本主義経済というシステム、そしてその歴史的発展について議論を展開していったように、先生が権力の運動法則という原理論から現代社会における権力の集中と独裁の成立という歴史へと論を進めてゆこうとされていると感じたからである。(高島[1995: 2])

先に述べた通り、この『政治の世界』は、その後、丸山が絶版にさせる。また、1956年に上巻が、1957年に下巻がそれぞれ刊行される論文集『現代政治の思想と行動』にも収録されることもなかった。高島もこの事実を指摘した上で、「この『政治の世界』で展開されている政治の力学についての原理論的な議論を、その後、発展されることはなかった」と言及している。その上で、「私のそれからの仕事は、その理由を私なりに考えるなかで、紡がれてきたといってもよい」と述べている(高島[1995: 2])。

また、高島は、後年、『政治の世界』の方法論を「放棄」した丸山に対して、以下のような疑問を投げかけている。

なぜ、丸山はたとえば『政治の世界』(1950年)という小冊子で試みた純粋に〈科学的〉な政治学の試みを放棄したのか。丸山が、戦後、全面講和から六〇年安保の〈運動〉にコミットしたということと彼の方法とはどのように内面的に関連しているのか。彼が、戦時下の研究室で、〈近代的〉政治精神の歴史的展開を〈弁証〉していた時の方法に訣別を宣し、デモクラシーの論理に取り組みはじめたことと戦後の丸山政治学の形成とはどう関係しているのだろうか。(高島[1976→1997:172])

もちろん、丸山の「科学としての政治学」は、Mannheim[1929]における『政治学は科学として成りたちうるか』の影響を受けていると考えられる。マンハイムの見解によると、社会科学は自然科学のように歴史的・社会的視野から分離することができない以上、視座を相対化できる知識人の存在によって「真の知識」に近づくことができるという。高島の想定する、アメリカ政治学、つまりpolitical scienceの方法論を取り入れたという〈科学的〉なものと、丸山の想定したそれは、異なっているという指摘も可能であろう。

しかし、重要な問題はそこではない。むしろ、次節で詳述するように、高島の助手論文のラスウェル論は、丸山の『政治の世界』で展開されている政治の力学についての原理論的な議論の発展、言い換えればその後の「丸山政治学」で空白とされた領域についての理論展開であった。高島が追究した〈科学的〉な政治学は、丸山政治学と無関係なものではなく、むしろ丸山が展開を志した〈科学的〉な政治学の延長線

上に存在するものだった。後述するようにラスウェルが自らを「アメリカ版マルクス」自負していたことを、高島が把握していたことからこのことは明らかである。このように、若き日の高島は、マルクスの資本論における一般定式や、それを踏まえ応用した丸山理論に強く影響を受けていた。

IV. 初期高島と米国政治理論——ラスウェル論と行動主義批判

本節では高島が助手論文で主に展開することになる、行動主義に対する理解とその批判をもとに、高島の議論の特色を検討していく。

行動主義とは、アメリカを中心として盛んに検討された学問的方法論である。初めは心理学において提唱されたが、本論で論じているように、1950年代以降はとくに政治学を含む社会科学全般に強い影響を及ぼした。政治学においては、イデオロギーや歴史学などや、制度、規範論といった手法ではなく、人びとの行動そのものを研究対象として体系的な分析を行い、その法則性を求めるべく展開された。

高島が助手論文で行動主義を取り上げた背景として、一方では、行動主義は、1950年代から60年代にかけて、米国で積極的に展開されていた手法であり、当時最新の米国政治学を「輸入」し、応用してほしいという日本における政治学の学術的要請を反映したという側面もあるだろう。しかし、先の節で述べたように、高島自身が有していた、丸山が「科学としての政治学」で志しながらのちに放棄された方法論を、引き継ぎ新たに展開していこうという気概も垣間見られるものである。

IV.1. 高島におけるラスウェル解釈

助手論文の冒頭では、まずラスウェルにおける、「行動主義的アプローチ」において設定された「概念枠組み conceptual framework」が

示されている。たとえば、「政治学 political science」とは、「学問的手続きを経た観察の上に立つ、権力の確定的諸条件の理論的分析」を指し、「決定」とは「重大な制裁 sanctionを伴う政策」を意味する、といった具合である。また、「制裁」とは、「価値剥奪 deprivationを伴う政策」を意味し、また、「政策 policy」とは「目標価値と意味行動の投射された計画」であり、これは「他の人間との関連における行動方針」と、「勢力 influenceの行使」とは、「他者の政策に影響をあたえること」とそれぞれ定義されている。

高島は、興味深いことに論文冒頭で、行動主義的アプローチを、知識社会学的アプローチと対比させることで、その特徴について以下のように論じている。

「行動主義的アプローチ」において設定された中心的な「概念枠組み」(conceptual framework)(…中略…)の諸概念の学問的系譜をたずね、あるいはそれらが置かれている知識社会学的状況を解明するという問題は、もとより存在する。しかし、「行動主義的アプローチ」において、これらの概念が「経験科学」への期待においてまず提起されたものである以上、検討もまた第一義的にこの期待の次元でなされるべきだろう。(…中略…)そして「概念枠組み」あるいは「理論」設定の操作性が、すでに広く認められている今日、これらの検討は直線的な「検証」の次元の問題よりも、むしろ、それぞれの概念がどのような「有効性」への期待と「射程」の限界をもち、ひいてはそのような概念設定作業が、設定者の内部のどのような「政治の世界」像の下にあるかを明らかにするものとして、はじめて意味をもつ。私がここで分析しようとするのは、以上のようなものとしてのアメリカ近代政治学の諸概念の内的相互緊張であり、

内的な統一なのである。立論が多くH・D・ラスウェルの業績を糸口として展開されるのは、彼が「行動主義的アプローチ」のあらゆる分野を、政治学者として追求しつづけてきた唯一の理論家であるという当然の事情によるものにすぎない。(高島[1963→2009: 213-214])

ここで、高島が、特に知識社会学的アプローチとのちがいを強調している背景には、明らかに「科学としての政治学」においてマンハイムの知識社会学アプローチを用いて知識人の役割を説いた、丸山理論を踏まえているだろう。わざわざ丸山の論文名を意識して「政治の世界」像と記していることから、このことが推察される。

高島論文の冒頭では、このように、ラスウェルにおける諸語句の定義が紹介されたのちに、しかし、その定義がいわば「循環論法」的である点を厳しく指摘している。たとえば、勢力概念は「ラスウェルにおいて政治の行動主義的研究の焦点として引き出されている」ものでありながら、「権力」と「勢力」とを隔てるものは一体何なのかということ自体が曖昧であると高島は指摘する。ラスウェルは、それを「重大なる価値剥奪」の可能性の有無によって説明するが、高島によれば、「勢力を有するということは高い価値地位を占めるということに他ならない」(高島[1963→2009: 219])。つまり、一種の同語反復(トートロジー)を孕んでいることを、高島は見抜いていたのである。とはいえ、あくまでもラスウェルの理論に内在して議論を進めていくことが、本論の目的であり、この問題についてはのちに言及されることになるが、一旦ラスウェルの理論に則って、議論は展開されていく。

さて、「勢力」を規定する「価値の概念」とは、一体、何であるのか。「勢力」とは端的に、

「価値地位 value-position」つまり、集団内での「価値」の配分の型式(value-pattern)の中で主体が占める位置と、「価値可能性」(value-potential)、すなわち、将来の「価値地位」についての見込みの総合であるとラスウェルは定義する(高島[1963→2009: 218])。また、具体的な「価値」の定義について、福祉価値、尊敬価値の2大区分のもと、健康、開明、権力、尊敬、徳義、愛情の8つの価値が示されている。これらの価値について、それぞれラスウェルは以下のように例示をしている(表2)。現在の視座からみると、「目標価値」として挙げられている「例」の中には、適切に示されているとはいいがたいものもあり、難解である。

ラスウェルが定義する「勢力」関係においては、具体的人間関係に即した直接的測度が失われてしまい、その一方でこれらの「価値」は、「客観的相対主義」の名のもと、それ自身所有あるいは争奪のまとなる欲求の外在的「対象」あるいは「状況」として定義される。このような「価値」を多く所有することが、同時に「被勢力者」への「権力」の行使(すなわち「価値」剥奪)と何ら直接的関係にないことに注意を払う必要があると高島は論ずる。

また一般に「権力手段」と称されるものについて、ラスウェルは「基底価値」あるいは「権

力基底」と呼んでいる。このことと関連して、高島は、「権力手段」の保有がどのようにして具体的な権力関係に転化するかということ、それ自体は行動主義以前から機能主義的アプローチによって論じられてきたことを高島は指摘している。このようにラスウェルの議論は、新規の問題系についての議論を開拓するというよりむしろ、これまで社会科学で論じられてきた問題についてそれを「モデル化」して組み立てて論じていくというような手法によって展開されていった。この「モデル化」という手法によって前期ラスウェルが導いた仮説こそが、少数「エリート」支配の仮説である——すなわち、「価値」概念を通じて構成しえたラスウェルの政治的-社会的「構造」の「モデル」に他ならない——として(高島[1963→2009: 222])、ラスウェルにおける政治学の定義を説明すべく、以下の箇所を引用している。

どの社会においても一定時においては、少数の人間がそれぞれの価値の大部分を占めるがゆえに、いかなる価値の配分の図もピラミッドに似る。それぞれの価値の大部分を占有する少数者がエリートであり、残余は卒伍(あるいは大衆)である。エリートはその(価値地位における)優越を、象徴の操作、(物資の)供

〈表2〉 (目標価値) (例)

「権力」 power	大統領の拒否権あるいは任命権。
「尊敬」 respect	権力は尊敬を命令する！
「道徳」 rectitude	正邪の基準は王座に応じて変化する。
「富」 wealth	徴税、特権の許可。
「愛情」 love	支配者の支配領域における感情的一体化。
「健康」 well-being	軍隊と警察によって行使される強制。
「技能」 skill	労組リーダーの労働者の技能行使の監督。
「開明」 enlightenment	政治的検閲。

「アメリカ近代政治学の基礎概念」『高島通敏集 1』岩波書店、2009年、252頁より作成。

給の統制、暴力の使用を通じて確保する。形式ばらずにいえば、政治学とは誰が、何を、いつ、どのようにして獲得するかということの研究なのである。(Lasswell [1950: 3]、訳出:高島[1963→2009: 222])

前述したように、ラスウェルは、「学問的手続きを経た観察の上に立つ、権力の確定的諸条件の理論的分析」と政治学を定義していた。ただし、その「権力の確定諸条件」は、前述の通り「価値」をいかに保有しているのかによって規定されている。その「価値」は偏在的に分布している以上、「持つ者」(エリート)と、「持たざる者」(卒伍)の圧倒的権力傾斜が存在する、というモデルで説明せざるを得ない。そのことを踏まえて、「誰が、何を、いつ、どのようにして獲得するか」というものである、とラスウェルは端的に自らが定義する政治学を説明しているのである。

このように、助手論文の前半においては、難解なラスウェル政治学を簡潔かつ的確に説明することが重視されている。一方でラスウェル政治学のモデルを明確に説明したがゆえに、そのモデルや定義そのものにおける瑕疵も顕在化されていく。

IV.2. 高島によるラスウェル批判

これまで論じてきたように、高島は、ラスウェル政治学における、諸々のモデルの定義の曖昧さを問題視していた。それは、ラスウェルの行動主義論の中核をなす権力-勢力モデルの前提にまで遡る。

高島によれば、ラスウェルが定義する「権力」はあくまでも「勢力」の特殊形態であり、また、「権力」と「権力を行使する」、「勢力」と「勢力を行使する」といった具合に、それぞれ名詞的／動詞的両義性がある(高島[1963→2009: 223])。しかし、その両義性を概念

枠組みに組み込んでいる以上、「権力」と「勢力」の差異は曖昧模糊なものとなりうるし、「権力をもつから、権力は行使される」といった類の同語反復(トートロジー)は不可避的なものとなる。しかも、このように、ラスウェルの概念枠組みに則ろうとすればするほど、かえって「無数の問い」の噴出から逃れられなくなるというのが高島の主張である。

「権力は権力をもつことによって行使される」という定義上の循環論法は、ここでもともと免れることはできない(…中略…)「勢力」と「権力」の「形態」表は無限の矛盾した命題を生む源とならざるをえない(高島[1963→2009: 224])

ラスウェルの表面的定義を無視し、彼が「基底価値」あるいは「権力基底」として「権力」をあげるその説明の中で実際に意味しているところのものを見るならば、より(引用者注・ラスウェル理論における「循環論法」の存在が)明瞭になる。彼がここで具体例として挙げている「権力」とは、まさに制度的意味における「権力」すなわち、他の諸「価値」の大いなる所有の結果として事実上生じる影響力としての「勢力」ではなく、それらの価値のどれをもとりわけ所有しなくても、なおかつ影響力あるものと見做される「権利」としての「勢力」あるいはその「地位」に他ならないのである。「基底価値」(あるいは同様に「目標価値」)としての「権力」という概念は、ラスウェルの概念枠組みに即するかぎり、このように解してはじめて意味を生じるといえよう。だが、このような解釈の自己承認は、ラスウェルにとってこれまでの概念枠組みに対し無限の問題を提起するに等しい。いったいこの意味における「権力」はどこからくるか。それはこれまで

の「勢力」および「権力」の概念とどのようにして連関づけられるのか。(高 島 [1976→1997: 225])

高 島によると、このような「無数の問い」に対して、ラスウェルが示した「あからさまな態度」は、「端的な拒否のそれ」、「彼の『定義』の体系の表面上の一貫性を保とうとする努力」にすぎないものであった。すなわち、ラスウェルによれば、制度的意味における権力とは何かを問う立場に立脚してラスウェル理論を解釈しつつ、「社会全体を権力保持者として認めること」を試みる行為について、「権力とは分配されるものである。そして政治学の目的は、どのようにして、またどのような基底の上でそれが分配されるかを確定することにある」として、「政治的分析の何たるかを全く理解しないこと」と同義であると難じた。

結局のところ、ラスウェル理論における「勢力」ないし「権力」の関心は、社会全体に存在する「勢力」ないし「権力」の分析へと向くのではなく、むしろ、権力者たらんとする「エリート」たちの、その個人的な動機に帰結させてしまっているのではないかと高 島は指摘している。

「権力」－「勢力」の問題を、究極的には「権力者」たらんとするもののパーソナルな動機の中に帰結することによって、「権力」の問題を本質的に「社会」にとって偶有的なものに見做すところの思考法なのである。(高 島[1976→1997: 227])

他方で、この「エリート支配」モデルには、マルクス理論の影響が垣間見られることを高 島が指摘していることは興味深い。すなわち、高 島によれば、この「エリート支配」モデルの論理的特徴とは、第一に、諸「価値」の追求の中で少数「エリート」が構成されてゆく過程を追及する点にあり、また第二に、「権力」と「勢力」を区別せず、むしろ「勢力」のタームの中に還元し、多元的な「エリート」、「権力」像を描いている点にあるとしている。このうち、後者のモデルは、マルクスの影響を強く受けているというのが高 島の主張である。

すなわち、すべての「価値」をその欲求充足の効用においてではなく、「権力」発揮の条件として飽くことなく追求し、それによって強大な一元的権力を構築し、あるいはそのために歴史の変動をひき起こすにいたるという問題と、マルクスが「資本家の飽くことなき利潤追求衝動」から発して「権力の集中」と「階級闘争」の説明にまで至るのに至る議論が「相似的」であると高 島は論じる(高 島[1976→1997: 228-229])。

さて、話を「エリート」支配モデルに戻そう。ラスウェルは、「決定」あるいは「決定作成」に関して、パーソナルな人格相互関係の中での勢力者側における単なる意思決定として考える立場より、私的な相互交渉関係から切り離し、当該集団あるいは社会全体を拘束する共同行為における「政策決定」として考え立場を重視していたと結論付けている(高 島[1963→2009: 231])。しかし、社会には社会全体のために強制を行う一元的なメカニズムが存在し、「権力」

〈表3〉 マルクス ラスウェル

権力	「権力の奪取」	マルクスと相似的に「権力者」の「利益」－諸「価値」追求によって生ずる「強制」
支配	—	「解放」され「予防」されるべきもの

高 島通敏「アメリカ近代政治学の基礎概念」『高 島通敏集 1』228-229頁より作成。

とはこれへの「参与」を意味する以上、「権力者」が必然的に少数である理由は、定義上からは存在しない。ゆえに、デモクラシーにおいては、一元的な強制と多数の「権力者」あるいは「エリート」が同時に存在しうる(高島[1976→1997: 223])。換言すれば、デモクラシーのもとでは、「少数による多数の支配」と「多数による少数の支配」は、うらはらに存在しうるものであり、ラスウェルにおける少数「エリート」への権力分配に過度に傾斜した議論には、批判の余地が大きく、「決定作成概念」と「エリート」の概念の調和が未説明であることを高島は示唆している。

具体的に高島は、以下のように論じている。

デモクラシーの下では「権力者」であり真の「決定作成者」である「エリート」たちは、どのようにして「指導者」に従いつつ決定の作成に「参与する」のだろうか。あるいは、「指導者」よりも、より多く「決定」の作成に「参与」する多数の「卒伍」とはいかにして可能なのだろうか(…中略…)これらの問題にラスウェルは全く応えていない(高島[1976→1997: 236])

さて、改めて高島のラスウェル批判を整理していこう。第一に、ラスウェルは、モデルを提供した、あるいは再「定義」をしただけにすぎない、というものである。ラスウェルが提示した「モデル」においては、「勢力関係」はいわば永久に「人間関係」に不安定な緊張を引き起こすものとしてのみしか解釈されない(高島[1976→1997: 238])。第二に、「勢力」ないし「権力」を測定できるのかについて「循環的」な答えしか見出せていない(高島[1976→1997: 239])。加えて、「勢力」を計量的に測定しようとしたとき、「権力」と「勢力」の区分は全く意味を持たないものになってしまうという批判

である(高島[1976→1997: 244-245])。また、「決定作成」論の概念が、「権力」論や「エリート」論と、別個の「モデル」として解釈されてしまい、概念が完結していない。また、知識社会学を過度に捨象している(高島[1963→2009: 244-245])。

このように、政治の世界をモデル化することは、一見新しい手法で、これまでにない政治学のパラダイムを切り拓いているようにみえるが、実態は、「事実主義」ないしは「事実」過程の追認にとどまる部分も大きかった、と高島は結論付ける。

「非合理」的「権力」の角逐としての政治の世界のモデル化は、つねにその裏面において、非政治的「合理」的過程として「政策」の問題を扱おうという傾性を、その意味での「政策」における「事実主義」をまた伴っている(…中略…)政治における「行動主義的アプローチ」が、その出発点において抱いていたのは、まさに当時の「制度主義」の対抗イメージとしての、このような「事実」過程としての政治のイメージであった。(高島[1976→1997: 246])

その上で、高島は、合理的なモデルを掲げるラスウェル理論が、それに孕む矛盾によって、かえって政治における「非合理」的な人間像を浮かび上がらせるという「逆説」を指摘し、論文を締めくくっている。

政治の世界のダイナミックな「過程」的把握は、しばしば「エリート」あるいは「支配階級」もしくは「圧力集団」によって、「正しい」政策がゆがめられる過程として追及され(…中略…)「政治における「経験的」探求とは、「象徴」「制度」「通信」をすべてこのような意味における「支配体制」との連関に

において、すなわち「権威の循環」の一環として位置づけて解明することにあるとされ、(…中略…)政治における「人間性」の発見は、このような「事実」的政治の世界を裏打ちする「非合理的」人間像の発見に他ならないというのが、逐一ここで例を挙げるのを差し控えるはするが、ここにおけるアプローチの基調だったとって過言ではないだろう。(高島[1976→1997: 246-247])

IV.3. 行動主義批判再考

ラスウェルは、「価値」「勢力」の「概念枠組み」を、「人間関係」あるいは「人間性」が介入する問題に着目しながら議論をすすめる、それをモデル化する。高島のラスウェル理論への批判を簡潔に整理すると、ラスウェルのアプローチは、「循環論法」をもたらず「モデル分析」の理論構造の限界によって、かえってラスウェルの企図とはうらはらに、政治における「非人間性」が露呈してしまっているというものである。「国家権力」の特異性——暴力装置と貨幣製造権の独占といった——を捨象しているからである。これは、ラスウェルの定義とはまた別の「価値」の独占であるが、しかし、政治学、とりわけ権力論を考える上では避けては通れない議論のはずである。

権力構造ではなく「権力者」や「エリート」、暴力装置ではなく「政策」を分析し、人々ひいては世論への「影響力」を重視する姿勢は、ウェーバーの影響が強かった当時の日本政治学において非常に斬新なものとして読まれたことは想像にかたくない。また、ラスウェル理論の射程からは、ファシズムやテクノクラシーのような権力の寡占や暴走を伴う体制への対抗といった「社会運動」は不在であり、その点に高島は不満を持ったといえる。ラスウェルが想定した「モデル」は、高島にある種の失望をもたらし、その意味において、エリートではなく「市民」

や「生活者」のパーソナルな振る舞いに着目した「生活者の政治学」や「市民の政治学」の誕生に影響を与えているといえるだろう。

とはいえ、あえて別の角度からラスウェル理論を論じることも可能であったという事実もまた、付言しておきたい。高島論文においては、行動主義「以前」のラスウェルの論理が、どのような変遷を繰り返していたのかについては、高島論文では全く取り上げられていない。

ラスウェルは、プロパガンダ論や大衆動員の「技術」に造詣が深く、第1次大戦時における戦時プロパガンダの研究を行っている。この書物は、日本では、総力戦体制がほとんど完成されたといつてよい1940年に翻訳・刊行されている。米国との戦争を遂行するための理論が、米国で生成されたものであるというのはなんとも皮肉な話ではあるが、当時の出版業が激しい検閲下におかれていたことに鑑みても、当時の日本のテクノクラートも「統治の技術論」としてラスウェル理論を参考にした可能性は大いにあり得る。一体なぜ、「大衆操作」から「行動主義」へと議論が変遷されていったのか、また、この事実と、行動主義理論における「エリート」支配に対抗する勢力の不在とはどのような関係があるのか。残念ながら、高島もまた、このような問いを追究することはなかったように思われる。

かわりに、勢力(あるいは権力)「それ自体」が目的になるというラスウェルの「勢力」や「諸価値」を重視した行動主義的アプローチに対し、高島はマルクスの影響を読み解こうとした。後年、高島は、ラスウェルが自身を「現代アメリカのマルクス」と自負していたことを知っていた」と述懐している(高島[1995: 2→2009])。

マルクスに則るのであれば、ラスウェルにおける「諸価値」や「勢力」の形態は相互に交換可能なものか、あるいはそれは「商品」と「資

本」のように、一方から一方へとのみ交換が可能な非対称なものなのか、あるいはさらにいえばその「起源」と「終焉」はどこに見出せるのか。しかし、知識社会学的な問いを拒絶するラスウェル理論からは、そうした問題意識を読み解くことは困難であろう。その意味では、「現代アメリカのマルクス」というラスウェル自身のラスウェル評は、過分なものであると指摘できる。もちろん、高島も指摘していたように、ラスウェルがマルクスに影響を受けていたことは事実であろう。とはいえ、その「マルクスの影響」が、マルクスにおける下部構造、あるいはフェティシユ(物神化)の対象が、資本だけではなく権力にまで及んでいったとする論にとどまる限り、鋭い指摘であるとは言いがたい。

高島は、ラスウェルの手法を一定程度評価しながらも、「モデル」を一方的に同定し、政治哲学的あるいは知識社会学的問いを捨象する理論については、かなり辛口な評価を下している。ラスウェルが描く「エリート」モデルに「非合理的」人間像を発見したという表現からは、「モデル」論そのものの限界に高島が自覚的であったことがうかがえる。

一方で、ラスウェルに対する高島の批判は、その後、アメリカ政治学で展開される「行動主義批判」を先取りするものであったことは興味深い。周知の通り、60年代後半には、行動論的政治学に対する批判が高まるようになった。1969年には、当時、米政治学会会長を務めていたD・イーストンには、会長演説においてこれらの批判をもとに、「脱行動論革命」を宣言するに至る。イーストンの同宣言においては、些末な研究対象に過度に、また行動主義が経験的保守主義のイデオロギーを隠している、つまり体制擁護的であることが的確に批判された(Easton [1969=1970: 415-448])。ここで見られる「行動主義批判」の論理は、実は、高島の助手論文のなかに既に見出せるものであった。

S・ウォリンによれば、イーストンのポスト行動主義批判もまた、行動主義の内部での批判にとどまっている(Wolin: 1969)。高島論文における行動主義を捉えながらも全てを肯定するわけではない両義的な立場は、イーストンのように、行動主義からの全面的な脱却を宣言するという類のものではないが、他方で、ウォリンとは異なり内在的な行動主義批判を展開しているという点において、単にその後の行動主義批判を先取りしているだけでなく、独自性が認められるものであった。

V. 結論

1950年代の政治学者の多くはアメリカ政治理論に非常に大きな期待を寄せていた。戦後の政治学者がドイツ系理論を中心とした政治学をのりこえ、戦後民主主義に相応しい新しい市民的主体を形成する実践的学問として米国政治理論に着目したのは、決して高島に限った話ではなかった。高島が行動主義理論を論じた背景には、『政治の世界』において丸山が目指そうとした政治学に期待をしつつも、丸山がそれを「断念」したことに満足しなかったという事情があることは繰り返述べた通りである

しかし高島は、いちやく行動主義の論理に期待を寄せた立場ではありつつ、その論理的限界に対して、最も早く自覚的になった政治学者の一人であったと言えるだろう。

高島によると、ラスウェルの行動主義的理論展開にはいくつかの問題が内在していた。まず、第一にその議論は循環論法に陥っていたり、語義の区別が曖昧であったりする部分が散見され、論理的な厳密性が欠けていた。たとえば、ラスウェル理論においてその骨格を成す独自の概念であるはずの「権力」と「勢力」の区別が、論理の進行に伴い、他の語彙の定義に比較していくと結局は、その意味の差異が曖昧模糊なものになってしまう。このような問題点は、「勢

力」を測定して比較しようとする際に、より際立つ。つまり、第二に、諸概念が数値で計量することができない以上、そのままでは計量的に比較・分析を行うように理論を発展させることが難しい。

加えて、第三に、過度に操作主義的な、政治的なものに対する分析は、心理学など他の社会科学への応用こそ可能であれ、とりわけ1960年代に注目されていた「人々の力」——すなわち市民運動と市民意識による政治変革の影響力——を軽視するばかりか、分析対象からほとんど除外しているのであった。

そもそも高島論文において中心的に論じられているラスウェルの『権力と社会』の序論は、以下の書き出しで始められている。

本書は、政治理論に関する書物であって、現在や将来の政治の実態を分析するものではない。今日の重要な政治動向の説明として、統計的データや挿話的事実を示した上で、その動向を阻止したり促進したりするなど、一定の政策・方針を提唱する意図はまったくない。(Lasswell [1950=2013: 9])

もっとも、ラスウェルはこの書き出しののちに、政治動向への関心が理論構築に与えた影響を完全に否定することはできないとも記している。しかし、現実の政治動向を阻止したり促進したりする意図が皆無であるということ、予め断りつつ論理展開を行う姿勢は、市民運動と学問を架橋する「市民政治学」的なものをのちに構想することになる高島の問題意識とは大きな隔たりがあるものであったことは想像にたかなくないだろう。

これら三つの問題の中で、とりわけ注目に値するのは第一の問題である。第二・第三の問題は、どちらかといえば外在的な問題である一方で、第一の問題に対する課題意識は行動主義の

論理自体に内在しなければ生じないものであり、行動主義理論を踏まえつつ、それを内在的に批判し、さらにその論理的展開が後のポスト行動主義の理論を先取りしている点において、高島理論の特質が現れているといっている。

この意味においては、その後の政治学者——とりわけ「レヴァイアサングループ」など「戦後政治学」批判——が直面する問題を、高島は1950年代から先行的に取り組んでいたといえる。雑誌『レヴァイアサン』の創刊は1987年秋であるが、ちょうどそこから10年ほど遡って日本政治学会において注目されていたのは、「行動論以後の政治学」であった。

1976年度の日本政治学会の『年報 政治学』は「行動論以後の政治学」というタイトルで特集が組まれていた。同誌で高島が発表するのが、市民政治学に関する研究で昨今でもしばしば参照される「運動の政治学」という小論である。たしかに、高島は、行動主義の論理において、市民運動に関する視座の欠落を、1950年代から一貫して予期していたことは注目に値するだろう。

しかし、より注目に値するのは、同誌の「まえがき」において、神島二郎が再検証する必要があると主張している行動主義における「認識の枠組」そのものの問題にすら、高島の助手論文においては先駆的に指摘が行われていたという事実である。

われわれは今回「行動論以後の政治学」という特集を組んだが、ここで「行動論以後」といったのは、アメリカの行動論を鋭意導入に努めてきたように、その流儀にしたがって行動論以後を導入するのではなく、行動論の導入を通してわが国で緒についた達成をふまえながら、認識の枠組そのものをみずからの現実に求め、それによって輸入舶来への依存という伝統そのものを克服することである。

(神島[1976: 3])

ここまで触れてきたように、高島論文におけるラスウェル理論に対する批判的視座は、設定された「認識枠組」そのものの不十分さを厳しく突くものであり、丸山政治学的な戦後民主主義に基づく課題意識と、アメリカの行動主義の論理とを止揚させようとする意欲が感じられるものであった。その意味において、高島論文のインパクトは、単にいち早く行動主義を分析したというものに決して留まらず、行動主義を内在的に読解した上で批判的視座が提示されており、のちの政治学者の理論構築を先取りする論理展開が多数散見されることにあるといえる。

また、この点、高島が行動主義を内在的に批判していたという事実は、これまでの先行研究では見逃されてきた。大獄[1999: 114]は「投票行動の行動論的研究の登場」という章において、三宅一郎、木下富雄、間場寿一、すなわち政治学者、社会心理学者、政治社会学者による共同研究『異なるレベルにおける投票行動の研究』を取り上げ、「投票行動、政治意識などの分析は、他の政治学の領域と比べても、非常に専門性の高い学問分野で、独自のトレーニングを要求される領域である。筆者は、政治学の研究、教育のためにこの分野の主要な業績を読んではきたが、これまで体系的にトレーニングを受けたことがないし、自ら調査やデータ処理にかかわったこともない」と留保しつつ、同研究を、以下のように結論づけている。

三宅らの厳密で慎重な「科学的」な手法は、ソフィスティケートされればされるほど、結論は、曖昧になるという難点を元来抱えていることが挙げられる。データによっては明言できないことがそれを著者自身に何度も指摘されると、読んでいてもどかしく、欲求不満を覚えざるを得ない。行動科学に馴染みのない当時の政治学

者には、その感が一層強かったであろう。換言すると、かなりの指摘が、「明確なことはいえない」、「それほど単純ではない」、という否定的言辭に収斂していく。(大獄[1999: 112])

この指摘は、高島の助手論文における言説と類似しているだろう。しかし、主に1960年代の日本政治学史について検討した同書のみならず、1950年代の日本政治学史を議論した『戦後政治と政治学』(大獄[1999])においても、高島理論の検討は欠落している。

もっとも、ラスウェル理論に関して、高島論文においても解明されていない問題があることは指摘しておかねばならない。1920年代のラスウェルは戦時におけるプロパガンダの分析に取り組んでいた。「世論操作」の実例に関するそれまでの研究と、行動主義における世論に関する理論とは、いかなる相互関係があったのだろうか。あるいは、『権力と社会』の後半部分における、「政治的革命」あるいは「社会的革命」——ラスウェルの定義によればそれぞれ「政治体制の急進的な変化」、「支配の急進的な変化」である——といった政治における体制変容についての議論は、高島論文においてはほとんど触れられていなかった。行動主義政治理論において、デモやストライキなどの「直接行動」が果たす役割は、いかに位置付けられるのか。またそれは「革命」という形で結実しない限り、アクターとして位置付けるに値しないものなのだろうか⁴。

もっとも、その後の高島は「異議申し立て」を含む、市民ないし中間団体と政府間の相互で多元的なコミュニケーションを重視するダールのポリアーキーの理論に惹かれ、またイェール大学でダールに師事する道を選んだ。ラスウェル理論の分析を中心とした行動主義的理論展開というよりむしろ、計量分析に取り組むことになる。こうした背景をめぐって、高島は、「行

動主義的政治学は、権力エリートに対抗する大衆運動や市民運動をも、もう一つの権力として分析する用具しかもたなかった」と述懐しており、行動主義理論の限界を早い時期から認識していたことがうかがえる(高島[1995: 2→2009])。やはり、行動主義的分析を高島が継続しなかった背景には、ラスウェル理論における「市民の役割」の欠落に、高島が不満を感じていたことが関係していることは明白である。また、このことは、思想分析に代表される丸山政治学を中心とする学問形態から脱皮して、政治理論・モデル論を中心とした政治科学 = Political Science を志したいいわゆる「レヴァイアサングループ」が、ラスウェルの理論を80年代に「再発見」したことと表裏だともいえる。

さて、もう一つ、今後の課題として解明させなければいけない問いとして、日本における米国政治理論の受容史の「起源」と、そこに高島の世代の戦後派がいかに貢献してきたのかという問いがあげられる。『政治の世界』の丸山は、そこで用いた米国政治理論から「決別」したことについて高島が、『政治の世界』で展開され

ている政治の力学についての原理論的な議論を、その後、発展されることはなかった」、「私のそれからの仕事は、その理由を私なりに考えるなかで、紡がれてきたといってもよい」と言及していることは第Ⅲ節で述べた通りである。

戦後間もない1950年代と、「レヴァイアサングループ」が活躍する1980年代では米国政治理論をめぐる日本の政治学の事情が、全く異なることは想像にかたくない。本論でとりあげたラスウェル理論をめぐるのは、どういった本邦における政治学上の要請があり、またそうした事情が高島の問題関心にいかに作用したのか。戦後日本政治学において高島が分析した行動主義理論はどのように位置づけられてきたのか。本論では、のちに「市民政治学」を打ち立てる高島通敏について、その思想的出自をたずね、テキストに内在しながら分析を行うことに主眼を置いた関係上、このような戦後政治学史を俯瞰した問題については十分に分析できたとは言いがたい。これらの問いへの応答は今後の課題となるであろう。

註

1. 本論では、1965年に高島が渡米するまでの業績を「前期」、1965年から『地方の王国』を上梓する1986年にかけての業績を「中期」、その後の業績を「後期」として論じる。
2. たとえば、池上・佐藤[2021]において展開されたような「連合赤軍事件や内ゲバが相次いで以降、左翼運動は過激化して、もはや運動とは呼べず、権力に対するテロリズムという色彩が強まってしまった」という見方がその典型例である。しかし、こうした世論形成には、「過激派」への注意促すポスタービラの公共施設への掲示、テレビを利用しての宣伝など、警察による広報活動が果たした影響も想定されうる。詳しくは、許[2020]を参照のこと。
3. 高島が当時最新鋭だったコンピューターを利用したということについて、筆者は高島の研究手法を直接知る複数の人物にインタビューを行った。そのうちの1人、深谷宏治氏は、1968年ごろ高島が事務局長を務めていた「声なき声の会」に参加したという縁で、1973年の春から秋にかけて高島の計量分析を手伝っていた。当時、高島はFORTRANを使って分析を行っており、この時代にはデータをパンチカードに記録して、それを専用の読み取り機で処理していたという。深谷氏は、パンチカードの並べ替えなどの作業を行っていた。また、別の方のインタビューによると、高島は1980年代には、エプソンの音響カプラーを一時的に使用して

いたという。また、富士通のデスクトップを導入して、MS-DOSを使っていた。

4. もちろんラスウェルが企図する政治学は、のちに高島が「市民政治学」として展開したように市民運動をエンパワーメントしようとするといったものではない。むしろ、そうした直接的な体制変革を抑制させようという意図が垣間見られる。

文献

- Easton, David (1969) "The New Revolution in Political Science," *American Political Science Review*, 63: 1051-1061. = (1970) 内山秀夫(訳)『現代政治学の思想と行動』勁草書房, 415-448.
- Wolin, Sheldon (1992) "Democratic Rationalization: Technology, Power, and Freedom," *Philosophy of technology*. R. Sharff & V. Dusek (Eds.), Blackwell Publishing.
- Feenberg, Andrew (1992) "Democratic Rationalization: Technology, Power and Freedom," *Blackwell Publishing*, 652-665. = (2001) 直江清隆(訳)「民主的な合理化——技術、権力、自由」『思想』926: 32-57.
- 許仁碩 (2020)「公安警察と治安判決(1980-2010)：先制的デモ規制体制の確立」『北海道大学 博士(法学) 甲第14148号』1-75.
- 伊藤洋典 (2013)『〈共同体〉をめぐる政治学』ナカニシヤ出版.
- 池上彰, 佐藤優 (2021)『激動 日本左翼史 学生運動と過激派 1960-1972』講談社.
- 市川ひろみ (2018)「『市民政治学』：高島通敏の平和研究」『京女法学』(京都女子大学法学部)13: 5-24.
- 神島二郎(1976)「まえがき」『年報政治学』(日本政治学会編)1-6.
- Lasswell, Harold Dwight (1927) *Propaganda technique in the world war*. London: P. Smith. = (1940) 小松孝彰(訳)『宣傳技術と歐州大戦』高山書房.
- Lasswell, Harold Dwight (1947) *The Analysis of Political Behaviour: An Empirical Approach*. London: Routledge. = (1955) 加藤正泰(訳)『人間と政治』岩崎書店.
- Lasswell, Harold Dwight (1948) *Power and Personality*, W.W. Norton & Company. = (1954) 永井陽之助訳『権力と人間』東京創元新社.
- Lasswell, Harold Dwight, and Abraham Kaplan (1950) *Power and Society: A Framework for Political Inquiry*. New Haven: Yale University Press. = (2013) 堀江湛他(訳)『権力と社会——政治研究の枠組』芦書房.
- Lasswell, Harold Dwight, with Kaplan, A. (1950) *Power and Society*, Yale University Press. = (2013) 堀江湛・加藤秀治郎・永山博之訳『権力と社会：政治研究の枠組』芦書房.
- Lasswell, Harold Dwight, Merriam, Charles E., and Smith, T. V. (1950). *World Politics and Personal Insecurity*. In *The Study of Power*. Illinois.
- Mannheim, Karl (1929) *Ideologie und Utopie*. Bonn: F.Cohen. = (1968) 鈴木二郎(訳)『イデオロギーとユートピア』未来社.
- 丸山眞男 (1952)『政治の世界 教養の書』第19 郵政省人事部能率課 (編).
- 丸山眞男 (1957)「政治権力の諸問題」『現代政治の思想と行動 (下)』未来社.
- Marx, Karl (1862/63/64) *Das Kapital*, Bd. I · II · III. In *Marx-Engels Werke*, Bd. 23/24/25. Berlin: Dietz. = (1969-70) 向坂逸郎(訳)『資本論1～9』岩波文庫/(1972-1975) 岡崎次郎(訳)『資本論1～9』国民文庫.
- 越智敏夫 (2016)「政治理論における〈有効性〉：高島通敏と戦後日本」『新潟国際情報大学 国際学部紀要』1: 75-

- 大嶽秀夫 (1994) 『戦後政治と政治学』 東京大学出版会.
- 大嶽秀夫 (1999) 『高度成長期の政治学』 東京大学出版会.
- 高島通敏 (1963) 「アメリカ近代政治学の基礎概念(1)」『国家学会雑誌』 76(7).
- 高島通敏 (1964) 「アメリカ近代政治学の基礎概念(2)」『国家学会雑誌』 78(8).
- 高島通敏 (1964) 「現代における政治指導の特質」『岩波講座現代8』.
- 高島通敏 (1976) 『政治学への道案内』 三一書房.
- 高島通敏 (1976) 「官僚制とは何か」『思想の科学6次』 56.
- 高島通敏 (1986) 『地方の王国』 三一書房.
- 高島通敏 (2009) 『高島通敏集1～5』 栗原彬・五十嵐暁郎(編)岩波書店.
- 高島通敏 (2009) 「『政治の世界』をめぐって」『高島通敏集5』 岩波書店 《初出: (1995) 『丸山眞男集3』 月報 岩波書店》.
- 田口富久治 (2001) 『戦後日本政治学史』 東京大学出版会.
- 都築勉 (2009) 「解説」『高島通敏集1』 岩波書店.
- Wolin, Sheldon (1969) "Political Theory as a Vocation," *The American Political Science Review*, vol. 63, no. 4. = (1988) 千葉眞ほか訳 「職業としての政治理論」『政治学批判』 みすず書房.
- 張政傑 (2016) 「日本『1968』の記憶をめぐる思考：忘却と想起の闘争」『日本語文學』 73: 387-414.

限定されているのはいかなる「合理性」か？

——『限定合理性』の新たな解釈に対する検討——

Dhmi, Sanjit S. and Cass R. Sunstein, *Bounded Rationality: Heuristics, Judgement, and Public Policy*, The MIT Press, 2022

山根晴貴

近年、凄まじい速度でAI（人工知能）技術が発達、普及している。膨大な情報を一瞬で正しく収集し処理することができる機械学習ソフトは、翻って私たちにあるひとつの事実を思い出させる：私たち人間の知能は、極めて限定的な量の情報を、限定的な計算能力を用いて、限定的な集中力のもとで処理しているにすぎない。ところが経済学では、そのような想定が明らかに非現実的であるにもかかわらず、完全に合理的な人間像が仮定され、分析の基礎とされてきた歴史がある。

『限定合理性』（Dhmi & Sunstein [2022]、以下「本書」⁽¹⁾）では、こうした「ベイジアン合理性アプローチ（Bayesian Rationality Approach）」に代わる新たな研究プログラムとして発展してきた、「限定合理性」アプローチの成果が包括的に紹介されている。特に注目されるのは、本書が「ヒューリスティック&バイアス・リサーチプログラム（HBP）」の立場から「限定合理性」アプローチの学問の方法としての有用性（頑健性や経験的基礎づけ）を主張するのみならず、実践的な側面（政府や民間機関による「ナッジ」）における応用性の豊かさと結びつけることで体系的に擁護することを試みている点である。

以下ではまず本書の概要を紹介し、経済学・心理学の境界領域における限定合理性アプローチの成果について本書が提供する解釈を整理する。その上で、そうした解釈に基づき本書が試みている、心理学上の論争の調停およびそれを

通じた「リバタリアン・パターンリズム」の擁護に着目し、その問題点を指摘し再検討を行う。

1. 本書の概要

本書は①限定合理性（bounded rationality）についての新しい理解を提供すること、②選択、厚生、そして自由についての根源的な問題を参照しながら、その理解が公共政策や法に対して与える具体的な影響を調べること という二つの大きな目標に立脚したものである（p.1）。明記こそされていないが、本書は、限定合理性概念の有用性を説明する第一部（1～4章）、限定合理性学説内の多様性とその統合を企図する第二部（5～6章）、実践的・政治哲学的な論点へと議論を発展させる第三部（7～11章）という構成で捉えることができる。

まず第2章では、その目標のために本書が徹底的に検証・批判を行う対象である「ベイジアン合理性アプローチ（BRA）」に関する解説が行われている。「BRAの要素を理解することは、近代経済学を理解し、限定合理性の理論的根拠と重要性を理解し、そして経済学理論を評価できるようになるための鍵である」（p.37）と述べられているように、本書の前半部は、「BRAに基づく従来の経済学理論の紹介とその問題点の指摘→それを克服する限定合理性アプローチの有用性に関する主張」という構成を保ちながら進んでいく。本章では、BRAが包含するさまざまな「合理性」の条件が、経験的証拠を欠く非現実的な仮説的公理に過ぎないという点が

主張されている。人間は整合的な（推移性/完備性を満たす）選好の持ち主ではなく、一部の対象に対して限定的にしか注意を向けることができず、時に自信過剰な賭けを行い、将来の利得を過剰に割り引くことで時間的非整合性に陥り、ゲーム理論が想定する「共有知識としての合理性」も持ち得ず、高度な数理統計的知識や情報処理能力を有した最大化主体ではない。これらの事実が近年の行動科学的研究によって次々に証明されてきたということが、本章では繰り返し強調されている。

続く第3章では本書の主題である、経済学における限定合理性の役割についての説明がなされている。本章の前半部では特に、BRAが想定するような数理的最適化を行う経済主体の非現実性が批判されている。結論部とも言える第5節（「経済学の方法論について」）では、ミルトン・フリードマンの道具主義²⁾への強い批判という形で著者の方法論的主張がなされている。経験的証拠を欠く仮定を無批判に演繹の基礎とする従来の経済学の「内部で育まれてきた方法論的立場は、後退的で科学的方法論・科学哲学とは一切の関係を持たない」（p.159）ものであり、経済学者は「BRAの核となる仮定に強く反論し続ける必要がある」（p.160）。

第4章では具体的に、ヒューリスティック・ベースの選択主体に関する複数のモデルが説明されている。本章で紹介される概念は多岐に渡るが、本論文が考える重要な点として、①「感じとしてのリスク」理論（risk as feelings theory）や認知の単純化など、感情・心の意思決定における働きを重視したモデルが複数紹介されていること、②限定合理性概念の始祖とも言えるハーバード・サイモンが提唱した、結果（選択）のみに関するBRAの実質的合理性（substantial rationality）と対比される、手続き的合理性（procedural rationality）の概念とそれに基づく彼の「満足化」ヒューリスティッ

クに関する研究が紹介されていることが挙げられる。

第5章と第6章では、限定合理性の発想から発展したふたつの学派、「ヒューリスティック&バイアス・リサーチプログラム（HBP）」と、「高速儉約ヒューリスティック・リサーチプログラム（FFP）」がそれぞれ解説され、主にFFPからHBPへの批判という形で繰り広げられてきた両学派間の「合理性大論争（the great rationality debate）」に対する新たな解釈が提示されている。第5章ではまず、従来のBRAでは説明できない人間の選択行動を人間に系統的に観察されるいくつかの典型的なヒューリスティックやバイアスによるものとして説明する、ダニエル・カネーマンやエイモス・トヴェルスキーらによる研究が紹介される。その後このHBPに対する複数の批判が検討されているのだが、その一つが、FFP学派の中心人物であるゲルト・ギーゲレンツァーによるHBPの「統計的規範」（Gigerenzer [1996: 592]）に対する批判である。ここでは、HBPは一見BRAを真正面から否定していても、実際には「バイズの法則に従う」といった合理的な行動のための規範をBRAから密輸入してしまっているという点が批判されている。そしてこのような観点から、HBPには欠けている生態学的合理性³⁾の視点を強調したのがFFPである。第6章では、人間の意思決定を「ヒューリスティックの適応的な道具箱」の中から素早く（Fast）、儉約的な（Frugal）ものを選び出し、選択肢の差別化を行う過程としてモデル化するFFPの研究が紹介されている。

第7章から第11章では、話題は行動厚生経済学の実践的諸問題へと移る。この第三部では「限定合理性」学説に基づいたリバタリアン・パターンリズム（LP）が擁護されており、第7章ではその「哲学的基礎」（章題）として①人間の合理性の限定性の観点から、個人の選択は

必ずしもその個人自身の厚生を最大化するものとして尊重されるべきではなく、第三者の介入は認められる ②従来の厚生経済学が依るような、人間の厚生を評価するための快樂主義的な基準は存在しない ③第三者によるパターナリストイックな介入は目的に関するパターナリズム (ends paternalism) と手段に関するパターナリズム (means paternalism) とに区別することができ、特に後者は、個人の選択の自由を保ちながらも (目的合理性の限定性故に) 適切な手段を取ることに失敗してしまう主体に対して厚生向上をもたらしうるのみならず、謙虚さも兼ね備えた手法であるという点で正当なものである という三点の主張がなされている。

続いて、第8章では従来の厚生経済学が論じてきた「ハードな」パターナリズム (愚行税、失業者への半強制的な就労支援など) が検討される。そのようなパターナリズムと対になるのが、第9章、第10章で紹介される「ソフトな」パターナリズム、すなわちナッジ政策に代表されるLPである⁽⁴⁾。第9章ではLPの利点についての説明やLPへの批判に対する再批判、特にFFPによるナッジ批判への応答がなされ、最後に第10章では、政策等の実践におけるLPの有用性が主張されている。

II. 検討

本書の内容を俯瞰すると、その特徴として、著者らが立つHBPとは従来対抗的な学説とされてきたFFPへの接近が見られるという点が挙げられる。これは、本書の共著者であるキャス・サンステインが過去の類書 (Thaler & Sunstein [2008]等) にてLPを法哲学的に擁護する際に有していた立場が、現在にかけていかに変化したかを検討するうえでも重要である。そこで本節では、特に本書の背後に存在する「限定合理性」という概念をめぐる論争について整理を行い、本書の貢献と限界について検討を行

う。

本書を「心理学に立脚するミクロな経済学説」の中で位置付ける場合、最も重要な特徴の一つは「経済学者からはほとんど完全に無視されてきた」(p.306) FFPの解説に多くの紙幅を割いているという点である。本書の企図の一つは、心理学において生じたHBP・FFP両学派間の「合理性大論争」を收拾し新たな解釈を提唱したうえで、それを行動経済学・行動厚生経済学に取り込むことであると考えられる。本書の題“*Bounded Rationality*”も、FFPの中心人物らによる同名の書籍 (Gigerenzer & Selten [2001]) を意識したものであろう。

大論争という語が示すように、心理学においてHBPとFFPは敵対関係にあるとされてきた⁽⁵⁾。その対立の軸の一つとなってきたのが、「限定合理性」という語の含意そのものである。

この語を導入したサイモン、そしてFFPは、人間は実際的意思決定において効用や確率の計算を行っているわけでも、その計算に (バイアスや情報処理能力の不足によって) 失敗しているわけでもなく、全く異なる形態、すなわち環境適応的な「ヒューリスティックの工具箱」から高速儉約的な意思決定のための道具を見つけ出すという形で「合理的」な意思決定を行っていると考ええる。「限定合理性は最大化でも、非合理性でもない」(Gigerenzer & Selten [2002: 4]) という言葉があらわすように、サイモンおよびFFPにとって限定合理性とは、人間が環境に適応し、満足のいく意思決定を行うための能力という積極的な概念である。対照的に、限定合理性を人間の「認知的錯覚とアノマリー」(Gigerenzer [2004: 4-6])、すなわちBRAが想定する合理性の規範 (最大化的な意思決定) からの逸脱と捉えるのが、「標準的な経済学の合理性の観念そのものを受け入れた上で……標準的な経済学と共通の土俵の上にあえて立ち、その土俵の上で実際の人間が、標準的な経済学の想

定している合理性の基準に違反していることを実証しようとしてきた」(若松[2016: 214-215])行動経済学 (HBP) であった⁽⁶⁾。

Gigerenzer [2004: 398-402]は「フライ捕球ロボット」の開発というアナロジーでこの差異を説明している。飛球の発射位置、初速や投射角さらには風速や風向き等を考慮し落下地点を計算する最適化ロボット (BRAの比喩) は計算に時間がかかりすぎて捕球をすることができない。そこで、実際の選手の認知メカニズムを研究した第二の開発チーム (HBPの比喩) は、選手の多くが楽観主義バイアスという認知バイアスによって落下地点との距離を過小評価してしまう傾向にあることを明らかにした。しかしこの開発チームは人間には最適化ロボットのような計算ができないことを明らかにしただけで、最適化ロボットに代わるロボットを開発することはできない。第三のチーム (FFPの比喩) は、優秀な選手は飛球の落下地点に向かって走る際、視線をボールに固定したまま視線とボールの間の角度が一定になるように走る速度を調整するという技術 (注視ヒューリスティック) を用いていることを発見した。彼らだけが、落下地点を予測計算するのではなくこのヒューリスティックを用いて落下地点まで走行する、代替的なロボットを開発するという成果を生み出すことに成功する。

しかし、本書はこのような対立図式は重大な誤解に基づいていると主張する。すなわち、HBP (BRAへの批判として経済学から生じた) とFFP (サイモンの手続き的合理性概念の肉付けとして心理学から生じた) は異なる文脈から生じた研究プログラムであるのみならず、実際にはその研究対象も異なっているという点を、両者を単純に対置させる人々は見落としている。より具体的には、HBPは確実性、リスク、主観的不確実性の下での意思決定を (それらの状況下におけるBRA的な意思決定と比較

しながら) 研究対象としてきたのに対し、FFPは真の不確実性⁽⁷⁾、すなわちそれぞれの選択肢がもたらす結果も、その背後にある確率分布も不明瞭な「広い世界 (large world)」での人間の意思決定を研究対象としてきた (p.330)。両者は「限定合理性」という立場からBRAに異を唱える類似した研究プログラムであり、両者を隔てるものは、(FFPが主張するような) 人間の意思決定に関する像の根本的な違いではなく研究対象の差異にすぎない。これが、本書の主張である。

本書は行動経済学における従来の研究について非常に肯定的な評価を下しながらも、不確実性下の意思決定という現実世界においては誰の身にもしばしば生じうる問題について、行動経済学内の主流派であるHBPはほとんど取り組むことができていなかったと反省する (p.443-444)。完全に賛同的ではないにせよ、そのような問題における人間の意思決定について取り組んだプログラムとしてFFPへの言及がなされている点は、類書と比較した際の本書の最大の特徴である。第4章でサイモンの研究が紹介されている意図も踏まえれば、本書の基本的な立場は、HBPの側からサイモンの手続き的合理性アプローチおよびそこから発展したFFPを回収するものであると考えられる。

このような学説史的特徴は、より政治経済学的内容にかかわる後半部とも関係する。HBPとFFPの学説的対立は、主に前者が擁護するLPに対する後者の批判という形でこの領域にも派生してきたためである⁽⁸⁾。

FFPが行ってきたLP批判は多岐に渡るが、最も根本的な批判点は以下のようなものであろう：LPは心理学的証拠によって証明されている人間の系統的なバイアスを根拠に、ナッジによる市民の選択への介入を正当化する。だが、人間は最適な選択を行うべき (=規範) と考え、それに失敗している (=規範からの逸脱) とい

う意味で市民を非「合理的」な主体と捉え、ナッジ等の政策手段による介入を各個人の効用最大化を支援するものとして位置付けるこのようなLPの論理は、人間の意思決定メカニズムへの誤った理解に基づくものである。

人間の意思決定を最大化（の失敗）としてではなくヒューリスティックを駆使した満足化として捉えるFFPはLPを、人間を過剰に「非合理性」のカテゴリーに押し込み、結果として人々の認知・意思決定能力の成長や進化——すなわち個人が有している自らの生態学的合理性の洗練——を阻害するものであるとして批判してきた⁹⁾。やはり、FFPによるLPへの反発の背後には、HBPが掲げる人間の認知メカニズム像に対する不同意が地続きで存在しているのである。

それに対して本書は、「[FFPの] 中心的な命題は我々の本書を通じての一般的な命題と一致している：行動的バイアスと限定合理性を強調する研究者たちは、人々が愚かないし非合理的であると信じているわけではない。彼らは、人生は複雑で、そして多くの人にとって困難であると信じているのだ」(p.416) と、このような根本的な分裂に対してはやや曖昧な応答しており、それによって両者の橋渡しを試みていると考えられる。しかしながら、本書における「限定合理性」は全体としては、「最適な判断に失敗した意思決定」すなわち非合理性としての限定合理性を意味しており、HBPの立場から議論されている。それゆえ、HBPとFFPの間に存在する上記のような立場の違いを完全に調停することには成功していない。

近年のサンスティーンの議論では、ヒューリスティックが生態学的合理性を有し、一般的には意思決定において有用であることを認めるなど、FFPへの譲歩とも見られる記述が散見される (Sunstein [2014:33])。このような譲歩は、では政府はどのような根拠で市民を「非合理

的」な主体としてパターンリスティックな介入（「ナッジ」）を行うのか、というLPに対する根本的な問いを惹起してしまうという点で、サンスティーンにとって必ずしも安全な橋ではないことがすでに指摘されている (若松[2016: 275-278])。本書はこのような問題を乗り越えるために、「限定合理性」という心理学上の概念の次元でHBPとFFPの間の調停を試みたものとして位置付けられるが、上述のように、むしろこの対立の根本に存在する、両学派の人間の意思決定に関するモデルの差異は曖昧なままにされている。

その代わりに本書が主張しているのが、FFPが研究対象としているのは真の不確実性下の意思決定のみであり、リスクや主観的不確実性下での意思決定ではHBP的な心理像の方が経験的証拠とマッチする、という「棲み分け」である。しかし、少なくともLPやナッジをめぐる議論では、HBPもFFPも、(主に) 個人々のリスク下の意思決定に対していかなる介入が正当化されるかという同一の問題について議論を行っており、先の捕球ロボットの例のように、最適な計算をするための情報が十分に得られる状況でも、FFPはヒューリスティックの有用性と規範的な正当性を主張している。さらにFFPのなかには、「ひとたび実験室の外に出れば」(Klein [2002:118]) 人間が最大化を試みるような意思決定の場面、すなわち本書の位置付けでは真の不確実性が存在しないような意思決定の機会が存在しないという主張もあり、このような調停案は成功とは言えないだろう。

とはいえ、HBPの側から「限定合理性」について論じるなかで「より一層限定的な合理性を組み込むよう社会科学・行動科学に改革を要請するある種のマニフェスト」(p.8) を提起している¹⁰⁾本書が、FFPへの宥和的解釈とBRAからの一層の離陸を企図していることそれ自体には、大きな意味がある。リスク・主観的不確実

性下での意思決定の研究に有用なHBPと真の不確実性下における意思決定の問題に取り組んできたFFPという、経済学的なタームを用いた両学派の位置付けも、今後の議論にとって有意義な術語系を提案した点は評価できる。ヒューリスティックの生態学的合理性を主張するFFPとその非合理性を強調してきたHBPの関係性

を今一度整理することは、経済学・心理学・政治学の境界領域において、「大論争」を越えて、異なる研究プログラムが相互にその差異を認識し合いながらより豊富な議論を生んでゆくためには不可欠な取り組みである。その点に本書の最も大きな貢献があるとともに、本書が残した最大の課題もまた、そこにある。

註

1. 特に記載のない場合、引用のページ数は本書による。
2. たとえ用いられている仮定が不正確・非現実的であっても、正確な予測を生み出すことに成功していれば良いモデルである、という、フリードマンが1953年の『実証経済学の方法』で提唱した経済学方法論を指す。このフリードマン的道具主義こそが、BRAで広く受容されている方法論的基礎であると本書は考えている (p.157)。
3. 「生態学的合理性 (ecological rationality)」とは、人間の推論・意思決定能力を、環境に適応し生存するために進化してきたものとして捉える進化心理学者の立場からの合理性概念である (太田・小口[2014: 134-138])。
4. 「ソフト」な、すなわち個々人の選択肢を制限しないパターンリズムとLP、さらに「手段に関するパターンリズム」を、明確な区別なく用いるサンスティーンの記述には曖昧さも存在する。ただし本論文では紙幅の関係から、この点については検討しない。
5. 合理性大論争に関する学説史的な整理は、Stanovich [2010=2017]第6章および太田・小口[2014]等を参照。
6. 「リバタリアン・パターナリストは……公理的な意思決定理論のルールをすべての合理的行動の基準として無批判に受け入れ、この理想に沿わない人間を非難する」(Gigerenzer [2015: 365])。
7. 経済学者フランク・ナイトが用いた「不確実性」という語の意味に近いことから、「ナイト的不確実性 (Knightian uncertainty)」と呼ぶこともある。
8. FFPによるLP批判については、若松[2016]、橋本[2021]を参照。橋本[2021: 175-179]は進化論的立場を取るFFP(「限定合理性学派」)はLPを批判してはいるが、実際にはLPの一部の形態とはむしろ宥和的でありうるという可能性を述べており、本書と同様、HBP対FFPという構図の塗り替えを示唆している。
9. FFPは記述的な次元だけでなく、規範的な次元、すなわち主体はどのような合理性の要請に従って行為すべきかという点においても、ヒューリスティックの利用に代表される生態学的合理性の優位性を主張している (Gigerenzer & Todd [2012]、Gigerenzer & Strum [2012]、Hands [2014])。
10. このような点から、本書はHBP内でも、従来の経済学における合理的意思決定理論からのより大きな乖離を主張する“大規模攻撃・プログラム (Big-push program)”側に立つ著作である (p.5)。

文献

Dhmi, Sanjit S. and Cass R. Sunstein (2022) *Bounded Rationality: Heuristics, Judgment, and Public Policy*.

Cambridge, Mass: MIT Press.

- Gigerenzer, Gerd (1996) "On narrow norms and vague heuristics: A reply to Kahneman and Tversky," *Psychological Review*, 103(3): 592-596.
- (2004) "Striking a Blow for Sanity in Theories of Rationality," in Augier, Mie and James G March (ed.), *Models of a man: Essays in memory of Herbert A. Simon*, Cambridge: MIT Press, 389-409.
- (2015) "On the Supposed Evidence for Libertarian Paternalism." *Review of Philosophy and Psychology*, 6(3):361-383. doi:10.1007/s13164-015-0248-1. <https://link.springer.com/article/10.1007/s13164-015-0248-1>.
- Gigerenzer, Gerd and Reinhard Selten (ed.) (2002) *Bounded Rationality : The Adaptive Toolbox*, Cambridge: MIT Press.
- Gigerenzer, Gerd and Thomas Strum (2012) "How (far) can rationality be naturalized?," *Synthese*, 187(1):243-268.
- Gigerenzer, Gerd and Peter M. Todd (ed.) (2012) "Ecological Rationality: The Normative Study of Heuristics," in Todd, Peter M., Gerd Gigerenzer and the ABC Research Group (ed.), *Ecological Rationality: Intelligence in the World*, Oxford: Oxford University Press, 487-497.
- Hands, D. Wade (2014) "Normative ecological rationality: normative rationality in the fast-and-frugal-heuristics research program," *The Journal of Economic Methodology*, 21(4): 396-410.
- Klein, Gary (2002) "The Fiction of Optimization," in Gigerenzer, Gerd and Reinhard Selten (ed.), *Bounded Rationality: The Adaptive Toolbox*, Cambridge: MIT Press, 103-121.
- Stanovich, Keith E. (2010) *Decision Making and Rationality in the Modern World*, Oxford: Oxford University press. =(2017) 木島泰三(訳)『現代世界における意思決定と合理性』太田出版.
- Sunstein, Cass R. (2013) "The Storrs Lectures: Behavioral Economics and Paternalism," *The Yale Law Journal*, 122(7): 1826-1899.
- (2014) *Why Nudge?: The Politics of Libertarian Paternalism*, New Haven: Yale University Press.
- Thaler, Richard H. and Cass R. Sunstein (2008) *Nudge: Improving decisions about health, wealth and happiness*, London: Penguin Books.
- Vranas, Peter B. M (2000) "Gigerenzer's Normative Critique of Kahneman and Tversky," *Cognition*, 76(3): 179-193.
- 太田絃史・小口峰樹 (2014)「思考の認知科学と合理性」信原幸弘・太田絃史(編)『シリーズ新・心の哲学 I 認知篇』勁草書房, 111-164.
- 橋本努 (2021)『自由原理：来るべき福祉国家の理念』岩波書店.
- 若松良樹 (2016)『自由放任主義の乗り越え方：自由と合理性を問い直す』勁草書房.

動機づけをするためには前向き責任だけで十分か？

—日本における自己責任論を中心に—

榊原清玄

本稿では、玉手慎太郎著『公衆衛生の倫理学』(以下本書と呼ぶ)の全体の論旨を概観したのちに、第4章にて提示される前向き責任の議論を批判的に検討する。本書は自己責任論を批判するに当たって、健康のために将来の行為に対するコミットメントを人々に要請するべきと主張し、過去の行為に対する規範である後ろ向き責任を退ける。しかし前向き責任だけでは自己責任論を退けるには不十分であると主張する。

I. 公衆衛生の倫理における問題関心

本書における公衆衛生とは「市民の健康を守る営み」のことを指し、医療とは二つの点で区別される。一つ目は、医療が一人一人の健康を個別に回復する営みであるのに対し、公衆衛生は人々の集合全体の健康を改善するものである。二つ目は、医療は個人が怪我を負ったり罹患をしたりした時点において初めて実施される事後的なものであるのに対して、公衆衛生はむしろ怪我や病気の罹患を回避するために実施される事前的なものである。公衆衛生とは人々全体が健康でいられるように実施される営みである(pp. 15-16¹⁾。

本書がとりわけ焦点にするのは国家による公衆衛生政策である。健康になるための実践をする主体は個人であるが、人々が健康であるために国家が介入することには一定の妥当性が存在する。たとえば、人々が感染症に罹患しないように国家がワクチンを流通させたり、またうがいや手洗いを推奨したりすることは人々の健

康にとって望ましいと言うことはそれほど反直観的なことではない(p. 16)。

とすると、健康を促進するためであればどのような介入も正当化されるのだろうか。本書では、同意抜きに誰かの利益を促進する行為が「パターナリズム」とされているが、少なくとも現代社会においては「無限のパターナリズムを許容しない」(p. 17 傍点は原文)。たとえば医療においては、治療を受けるまえに患者は十分な情報を与えられたうえでその治療の実施に同意すること—すなわちインフォームド・コンセント—が必要である。患者の同意を得ずに治療をすることは、その患者の自律を無視するものとなる。公衆衛生においても、もし健康を拒否する人々の意志を無視して健康に繋がる行為を強制すれば、それは当人の自律を侵害するものになる(pp. 18-19)。公衆衛生の政策における妥当性を吟味する際には、健康の観点から「有効な介入」と「個人の自律」との間のバランスを考量しなければならない。本書が取り組む倫理的問題の主たるものは、この考量であるのだ(p. 18)。

II. 公衆衛生における自律の重要性

公衆衛生では人々の選択に対する介入と、個人の自律には緊張関係が存在する。しかし本書では個人の自律が重要であると言いつつも、そもそも自律というものが具体的にどのようなものであり、かつその重要性が何であるかを明示的に論じていない。これでは、公衆衛生におい

てなぜ自律を重視すべきかわからないだろう。

自律は倫理学・政治哲学において膨大な議論が蓄積されているものであり、まず自律が厳密に何を指すかに関しても論争がある。本稿では標準的な見解として自律を「まさに自分自身が自分の生を生きるに当たって、操作的あるいは歪曲的な外部の力による産物ではなく、自分自身のものとしてみなせる理由や動機に従い自立することができる能力」と意味するものとする(Christman [2020])。この自律の具体的な内容は、まず自分の生を形作るための選択肢が十分に確保された上で、その選択が真正に自分のものと言える理由や動機に基づいてなされることができるとのことである。自律が望ましいと言えるのは、これを持つことで、自分の生をまさに自分のものとして生きることが可能になるからである(Raz [1986: 370])。

以上で自律の意味を示すことにより、選択への介入と自律がなぜ緊張関係にあるのかを理解しやすくなる。というのも、自律とは真正であるとみなせる理由と動機に従って選択をする能力であったから、自律を重視するのであれば人々の生をどのようにするかはその人々自身に決定させることが望ましい⁽²⁾。しかし、そうすると健康を顧みない選択をする人々が現れると無理なく想定することができる。たとえば、食の楽しみしか眼中になく、健康が悪化しても気に止めない(が自律的である)人がいるとしよう。その人が自律的であったとしても、何も介入せずにただ健康が悪化するに任せることが望ましいことは、少なくとも自明ではない。他方で、健康を改善させるためにその人の行動を制限したり操作したりすることは、その人の選択を妨害してその人が持つ自律を毀損する恐れがある。自律を損ない否定するような扱いはそれ自体が一定の道徳的悪さを構成する(Axelsen and Nielsen [2020])。以上の問題関心から、本書は自律を損なわない形で健康にとって望ましい介

入の方法を模索する。

III. 公衆衛生における介入と自律の対立

本書は、公衆衛生の様々な領域で介入と自律の緊張関係が存在すると指摘する。第一章では肥満対策における倫理的課題が検討される(pp. 47-86)。肥満は多くの病気の原因になるから、人々にとって有害なものであるとみなされている。しかし肥満対策のために人々の選択や生活習慣に介入すると、特定の生活スタイルを強制し人々の自律を毀損する恐れがある(p. 59)。

第二章では、健康における社会経済的格差の問題が論じられる(pp. 87-111)。ここでの健康格差とは、「人々の健康状態に、とりわけ社会経済的な背景に起因する形で格差が存在している」ことである(p. 88)。たとえば、「職業、学歴、家族関係、居住地域」などの社会経済的状況において不利な人々は健康な生活を送る上で困難を抱えやすくなる(p. 88)。この格差が問題になるのは、社会経済的な違いは当人にとってはどうしようもできないことであり、格差によって不利になっている人々は、そうでない人々よりも健康的な生活を送る上で追加の労力・費用を払わなければならないからである。それゆえ健康格差を是正しなければならないが、その過程において人々の選択を厳しく制限することで自律を毀損することがないようにする必要がある(p. 107)。

第三章ではナッジの倫理が扱われる(pp. 113-157)。ナッジとは、選択を制限せずかつ経済的インセンティブに影響を与えることなく、人々の行動を予測可能な範囲で変える手段のことである(p. 116)。ナッジは、人々が元々持っている傾向性に合わせて緩やかに望ましい行為に誘導する。このとき、ナッジは強制をしないために人々はナッジを拒否して自分のしたい選択ができる。それゆえナッジは人々の自律をある程度尊重しながら健康への選択に導くことができ

る。しかし、ナッジには難点がある。それは、ナッジされる人が何によって幸福を得るかを第三者が適切に判断することが難しいため、ナッジによって特定の価値観を押し付ける可能性があるというものだ(pp. 133-134)。そのような押し付けが発生すれば、人々の選択が制限され自律が毀損される恐れがある。これを防ぐために、ナッジ実施者は人々が何を望んでいるかを正確に把握する必要がある。

第四章に行く前に、先に第五章と最終章の紹介をしておきたい。第五章ではパンデミック対策の倫理が論じられる(pp. 197-221)。とりわけ新型コロナウイルスの感染対策と個人の自由は対立するか、という論点に着目している。本書によれば、ロックダウンなどの感染対策は人々の行動を制限するものであっても、直ちに自由と対立するものであるとは言えない。なぜなら、ケイパビリティ・アプローチの自由観に基づけば、自由が妨げられるのは単に行動が制限されることではなく、人々が送りたいと望む生活が阻まれるときだからである。それゆえ、感染対策と個人の自由における対立を検討する際には、人々への行動が制限されているかどうかだけでなく、人々がどのような生活を望んでいるかにも注目する必要がある。以上の議論によってパンデミック対策の倫理における指針を提供する。そして最終章では、健康概念、生権力、ジェンダー、グローバリゼーション、市民の役割など、公衆衛生にとって重要だが論じきれなかった問題に対する示唆をする(pp. 223-242)。

IV. 公衆衛生における自己責任論

第四章では、公衆衛生の文脈における自己責任論が検討される(pp. 159-196)。本稿では、この自己責任論にフォーカスしたい。というのも、自律を重視するのであれば、責任を擁護すべきだからだ。ただし、ここで言う責任とは通常理解されるような、「自分が引き起こした帰結

を引き受ける」ことを要求するものではない。むしろ、「自らの生き方や自らが置かれる状況を自律的選択によって左右する」ことを要請するものである(阿部[2021: 290])。この責任は、自律的主体が自ら行う選択によって生き方を決定する「権限」を意味する。自律的主体がこの権原としての責任を適切に行行使するために、社会は人々の有する選択肢集合の質を保ち、かつ選択に基づかない帰結を不利益に転換されない状態を維持する必要がある。以上のことを念頭において、本書における自己責任論を概観したい。

本書によれば、公衆衛生にとって責任が重要になるのは、責任によって「当人により適切な行動を促す、あるいは不適切な行動の自制を促すという有益な側面が」存在するからである(p. 165 傍点は原文)。というのも人々の健康を向上させるにあたって政策による介入ができない場合がある。たとえば日々の食事を行政が逐一管理することは難しいだろう。さらに、選択への介入は人々の自律を侵害する恐れがある。そこで人々が自発的に健康的な生活をするように責任を用いることが擁護される(p. 166)。

しかし本書は特に日本の文脈における「自己責任論」の言説を批判する。その自己責任論とは、「自己責任を過度に強調し、本来は当人にその責任を帰すべきではない事態まで当人に責任を負わせようとする言説」のことである(p. 37³⁾)。これが問題なのは、この言説においてはある行為の帰結が過度な程度までその行為者に帰属されることにある(p. 37, p. 161)。つまり、自己責任論においては、当人が制御できない要素(運)によって生じた帰結に対しても責任が帰属される。

自己責任論による責任帰属が、当人が制御できる選択に対して行われても、なお問題が残る。それは社会的手助けの縮小が正当化されることである。もしある人が不健康になったときにそ

の原因が当人の選択にあるということが判明した場合には、「社会は医療資源やサポートを(少なくとも当人に原因がない場合と同等には)提供すべきではない」(p. 161)。

だが、手助けの縮小がどう問題であるのかはすぐには理解できないところがある。というのも、手助けの縮小が主張される根拠は「自分で選択した行為によって疾病を得た人物がそうでない人物と平等な医療アクセスを得ることは、他者が使えるはずだった医療資源を不当に奪うことであり、他者危害にあたる」ところにあり、これはもっともなことに思えるからだ(pp. 161-162)。たとえば、その人にとってはたやすく我慢できるにもかかわらず、あえて暴食を繰り返すことで不健康になった人に医療資源を割くことによって、より深刻な病気を患った人への資源が減少することがあればそれは望ましくないことであるように思われる。

ここで本書は、公衆衛生の文脈における責任の割り当てには恣意性がつきまとうことを指摘している。ある行為の帰結に対する責任帰属の境界には一貫性が存在しておらず、むしろ当の行為それ自体への社会的な望ましさという偏見によって責任が帰属されているという(p. 163)。たとえば、喫煙によって不健康になったとき、通常であれば喫煙をするに至った理由によって責任帰属の程度が変わる。しかし、公衆衛生の文脈においては喫煙がそもそも望ましくない行為であるために、実際には責任を帰属できない場合でも責任が帰属される。他方で、喫煙と同程度に健康への悪影響を及ぼす他の行為があったとしても、少なくとも喫煙と同じ仕方で責任帰属がなされない場合がある(p. 163)。そうすると、公衆衛生における責任帰属が実際に行っているのは、ある社会において否定的に評価されている行為をなす者に対する非難ということになるのだ⁽⁴⁾。

自己責任論の問題を簡潔に言えば、それは当

人にはどうしようもできない事態に対して責任を帰属し、非難をすることである。そうして、その非難をもってして社会的支援を拒絶する口実を作り出すのである。本書は、日本の文脈における責任の用い方には倫理的に問題があることを指摘する。

V. 自己責任論の代替としての前向き責任

自己責任論の問題に対応するために本書が提示するのは、「前向き責任(forward-looking responsibility)」である。前向き責任とは「当人の置かれた状況に応じて、将来ある特定の行為を遂行することを望ましいものとみなす規範」のことである。この前向き責任においては、その責任を引き受ける者は将来の行為に対するコミットメントをすることになる。具体的には、将来に望ましい帰結、すなわち健康を実現することを要請する。たとえば、私に健康への前向き責任が帰属される場合には、私は栄養バランスの取れた食事や適度な運動、適切な睡眠など健康に必要な行為を実施することが求められる。

この前向き責任は、先に述べた権原としての責任が要請するものと軌を一にする。権原としての責任とは、自分の生を自律的に生きるために選択することを要請するものであった。この責任も後ろ向きではなく、将来の行為に向けた前向きのものである。本書における前向き責任は自律することを直接要請するものではないが、人々の自律を尊重しながら健康を促進する方法として有益であるように思われる。

他方で自己責任論が基づく「過去の特定の行為から生じた損失の補償を、当人が個人的に引き受けることを要請する規範」である「後ろ向き責任(backward-looking responsibility)」を本書は退ける(pp. 174-175)。自己責任論における後ろ向き責任は「それは当人がこれまで不健康な行動を取ってきたことを根拠に、国によるサ

ポートの必要性を否定したり、あるいは道徳的に劣った人物であるとの評価を下したりするものだからである」(pp. 177-178 傍点は原文)。その代わりに前向き責任を取ることによって、過去の行為に対する咎めをすることなしに健康への動機づけを与えることが可能になる。さらに、前向き責任によってただ単に動機づけをするだけでなく、「各人の自分自身の人生に対するコントロールを拡大すること、すなわちエンパワメント」をすることで実際に健康になることができる蓋然性を高める方法を提供すべきであると主張する(pp. 181-182)。エンパワメントを伴った前向き責任を導入することで、自己責任論を回避しつつも責任の重要性を強調することができる」と本書は述べる。

VI. 批判：前向き責任も恣意的に運用される危険性がある

本稿が提起したい批判というのは、責任を要請する向きを後ろから前に変えたとしてもなお自己責任論の問題が生じうるといものである。すなわち、恣意的な責任割り当てが前向き責任においても発生しうるといことである。具体的には、当人の能力からして実行が困難なことをなすように要請される恐れがある。

本書において、日本の公衆衛生で実際に恣意的に前向き責任が帰属される例を認めることができる。たとえば、肥満対策を目的に、日本の社会は(特に)若いときから生活習慣を改善していくことを人々に要求する。確かに肥満の予防自体は望ましいかもしれないが、それでも肥満

を完全に防ぐことは困難である。さらに、予防にかかるコストは人々が置かれる社会的状況によっても左右される。それにもかかわらず、日本の社会は、個々人の状況を省みずただ健康のために予防することの必要性を主張するという(p. 67)。さらに、日本における健康増進政策の基本は、「当人に自発的な行動変容を求めるものであった」(p. 100)。しかしこの政策では、人々が置かれる異なる社会経済的背景は必ずしも適切に考慮されていない。それゆえ、人々への社会的支援をせずにただ自発的な生活改善を要求しているとされる(p. 101)。以上の例から、前向き責任が恣意的に運用されていると見ることができる。

責任を適切に運用するためには、ただ責任の向きを変えるだけでは不十分である。さらに、一つ目に、適切な責任割り当てを行う必要がある。たとえば、人々の教育的環境や社会格差などが原因で十分に責任を負うことが難しい人々を考慮すべきである(井上[2017: 190])。二つ目に、人々が持つ選択肢集合の質を改善するために社会的サポートも行う必要がある。これは本書も認識するところであり、生におけるコントロールを拡大するためにエンパワメントを擁護している。しかし、エンパワメントがなされたとしても自己責任論による恣意的な責任割り当てが行われ、なお困難な選択が要請される恐れがある。それゆえ、自己責任論を効果的に退け、適切な責任構想を擁護するためには、まずいかなる条件において人々に責任を要請してよいかを明らかにする必要があるように思われる。

付記

本論文の内容は2023年3月20日にオンライン政治理論研究会によって主催された書評セッションでの報告を元にしてしている。このセッションを主催くださった福原正人氏と、私に著書をくださりセッションでリプライをくださった玉手慎太郎氏に感謝を申し上げます。また、本論文を執筆する上で助言をくださった阿部崇史氏、体裁に関して協力をくださった柴田龍人氏、匿名の査読者にも感謝申し上げます。

註

1. 特に断りがない状態でページ数が書かれているものは、玉手[2022]からの引用である。
2. ただし、自由放任的に選択させるべきであると言うわけではなく、自律的な人々にとっても必要な公的制度は実施しなければならない。
3. しかし別の箇所では次のようにも言っている。「健康をめぐる自己責任論は、本人に責任を帰属すべき不健康とそうでない不健康を区別し、社会がサポートすべきは後者であると主張するものである」(p. 161)。ただし、この意味での自己責任論は必ずしも「本来は当人にその責任を帰すべきではない事態まで当人に責任を負わせようとする」わけではないように見える。
4. 自己責任論による恣意的な責任帰属においては、不健康に陥った者は実際にはそうではないにもかかわらず、道徳的に劣った存在として当人の持つ自律が否定されるという問題も起こす(pp. 73-74, pp. 161-162)。

文献

- 阿部崇史 (2021) 「責任と平等：帰結引き受け責任と行為者性行使責任」 新村聡・田上孝一 (編) 『平等の哲学入門』 社会評論社, 283-297.
- Axelsen, David V. and Lasse Nielsen (2020) "Harsh and Disrespectful: Rescuing Moral Agency from Luck and Choice," *Social Theory and Practice*, 46(4): 657-679.
- Christman, John (2020) "Autonomy in moral and political philosophy," Edward N. Zalta, E. N. (ed.) *The Stanford Encyclopedia of Philosophy*(Fall 2020 Edition), URL = <<https://plato.stanford.edu/entries/autonomy-moral/>> 2023年10月30日DL.
- 井上彰 (2017) 『正義・平等・責任：平等主義的正義論の新たな展開』 岩波書店.
- Raz, Joseph (1986) *The Morality of Freedom*, Clarendon: Oxford University Press.
- 玉手慎太郎 (2022) 『公衆衛生の倫理学：国家は健康にどこまで介入すべきか』 筑摩書房.

ABSTRACTS IN ENGLISH

The Impossibility of Social Design in Egoism: Stirner's Theories of Ownness and Union

NARITA Ryuichiro

Egoism, which has been developed since Max Stirner (1806-1856), is oriented towards living the individual nature of the self. The rise of anarchism as a way of life and post-anarchism has brought more attention to such an egoistic life in recent years. However, the fact that Stirner has been perceived in the context of individualistic anarchism raises the question of whether an egoist who lives a thoroughly self-lived life can have a viewpoint from which social design, or social thought, can be conceived.

This issue appears in Stirner with regard to his theories of ownness and union. In fact, Stirner's theory of ownness and union has traditionally been interpreted as either his theory of anarchism or a theory of social design. However, it has not been adequately discussed whether the theory of ownness and union, so understood, is consistent with the theory of egoism.

This problem arises from a lack of consideration of Stirner's philosophical history. This paper traces the history of Stirner's theories of ownness and union. It aims to demonstrate that he deliberately excluded the implications of social design, let alone social conceptualization, in both his theories of ownness and union, and it is impossible to create a social design in egoism according to Stirner's thought.

Redistributive Principle Based on the Reinterpretation of Nozick's Lockean Proviso: Novel Approaches to Libertarianism

OE Akihiro

Libertarianism, especially right-libertarianism, tends to view government redistribution aimed at welfare and reducing inequality as unjust. However, right-libertarianism has been criticized for failing to provide redistributive policies for the needy.

This paper aims to address this challenge against right-libertarianism by reinterpreting the “Lockean proviso” proposed by Robert Nozick, a renowned right-libertarian. Nozick’s Lockean proviso denotes the legitimacy of property ownership by considering whether one’s appropriation worsens another’s situation. Nozick assumed that the Lockean proviso almost never comes into play in reality. My paper, however, shows that this is not true by going through the case of application of the Lockean proviso that Nozick presents, i.e., the case of the patent. In particular, I argue that the basis for the application of the Lockean proviso lies in the concept of “reachability” . “Reachability” is defined in such a way that a presently owned object, had it not been unowned by one person, could have been owned by another. This implies that even if the object was originally legitimately appropriated, its continued possession would be considered unjust. The concept of “reachability” can be latent in any property ownership. This suggests that any property ownership may reasonably be subject to redistribution in light of its degree of “reachability” . This can be seen as the redistributive principle of right-libertarianism, which can be applied more broadly in actual circumstances.

The Exploration of Behaviorist Theory in the Early Works of Takabatake Michitoshi's Political Thought: Uncovering the Origins of Civic Political Studies

TANAKA Shunsuke

This paper explores the origin of 'Civic Political Studies' through the lens of contributions of Michitoshi Takabatake(1933-2004) to political studies in post-war Japan. In the 1950s, Takabatake, preceding other Japanese political researchers, showed a keen interest in American political theory, especially Behaviorism. This interest was significant in terms of developing the methodology of political studies as a science. This insight was positioned as an extension of the methodology initially attempted but abandoned by Masao Maruyama. Such theoretical work by Takabatake, which has not been much noticed until today, was indispensable in examining the formation process of 'Civic Political Studies', aiming to bridge academic and civic realms.

Takabatake critically analyzed Behaviorism's logical constraints, notably Harold Lasswell's theory, highlighting issues like circular reasoning, ambiguity in terminological distinctions, and the neglect of civic power in political transformation. These critiques predate the challenges faced by later scholars. From the point of views of Japan's academics, 'Leviathan Group' revisited the theories of Behaviorism and Post-Behaviorism in the 1980s. These theories had previously been considered and anticipated by Takabatake in his assistant's thesis about two decades earlier. The Takabatake's work remains a pivotal reference for understanding the reception of American political theory in post-war Japan.

Komaba Studies in Society

vol. XXXIII

Papers

- The Impossibility of Social Design in Egoism:
Stirner's Theories of Ownness and Union NARITA Ryuichiro (3)
- Redistributive Principle Based on the Reinterpretation of Nozick's Lockean Proviso:
Novel Approaches to Libertarianism OE Akihiro (19)
- The Exploration of Behaviorist Theory in the Early Works of Takabatake Michitoshi's Political Thought:
Uncovering the Origins of Civic Political Studies TANAKA Shunsuke (35)

Reviews

- What "Rationality" is Bounded?:
A Review for the New Understanding of *Bounded Rationality*
..... YAMANE Haruki (53)
- Is the Forward-Looking Responsibility Alone Sufficient for Motivating?:
Focusing on the Discourse of Self-Responsibility in Japan
..... SAKAKIBARA Kiyoharu (61)

- Abstracts in English** (68)

Department of Advanced Social and International Studies
Graduate School of Arts and Sciences
The University of Tokyo

2023